

(案)

接続料の算定等に関する研究会 第四次報告書(案)  
に対する意見及びその考え方

意見募集期間:令和2年7月23日(木)～同年8月26日(水)  
案件番号:145209567

## 意見提出者一覧

意見提出者 12件(法人:12件)

(提出順、敬称略)

受付.	意見提出者
1	ビー・ビー・バックボーン株式会社
2	一般社団法人IPoE協議会
3	東日本電信電話株式会社
4	西日本電信電話株式会社
5	一般社団法人テレコムサービス協会
6	日本通信株式会社
7	株式会社NTTドコモ
8	KDDI株式会社
9	株式会社オプテージ
10	ソフトバンク株式会社
11	楽天モバイル株式会社
12	EditNet株式会社

(案)

・第1章 指定電気通信設備を用いた「接続」と「卸役務」の公正競争確保について

意見	考え方	修正の有無
総論		
意見1 ● 総務省においては、通信事業者間の競争だけでなく、多様なプレイヤーの取り組みが他の産業分野の成長・発展にどう貢献していくかについても着目した上で、様々なプレイヤーの新たな価値創造を妨げるおそれがないよう、各々のプレイヤーをサポートする取組を後押ししてほしい。	考え方1	
○ ブロードバンドサービスの普及による通信速度の高速化やスマートフォン・タブレットの普及、無料通話アプリの台頭等により、産業構造の変容やライフスタイルの様々な変化が起こる中で、利用者の選好の中心はコンテンツやアプリケーション、端末に移行し、固定や無線といった通信サービスの区分を意識することは少なくなっています。 また、通信サービスの活用は、現時点、遠隔教育やテレワーク、オンライン診療等、様々な産業分野に拡大しており、更に、5G・IoT・ビッグデータ・AIといった技術が具体的なサービスとして広く実用化されることで、あらゆる産業分野にその活用が拡がることが想定されます。 こうした中、情報通信市場においては、通信事業者のみならず多様なプレイヤーが自由かつ柔軟にイノベーションを促進させ、あらゆる産業分野での新事業や新サービスの創出に結びつけることにより、日本経済の活性化、国民生活の利便性の向上、人口減少・災害等の深刻化する社会的課題の解決等を可能とするSociety5.0等の実現が求められています。 ○ FTTHアクセスサービス市場においては、設備構築事業者による通信速度の高速化をはじめとする設備競争の継続的な進展に加え、当社が光サービス卸を開始した2015年2月以降、新たに卸先事業者等によるセット割引や付加サービス等のサービス競争が進み、当社だけではなく他事業者においても契約数が増加しているほか、異業種を含む多様なプレイヤーが市場に参入することにより、サービスの多様化や新たな利用シーンの創出が進展しています。 当社としては、あらゆる産業分野における通信サービスの活用を促しSociety5.0等の実現につなげるために、光サービス卸において個々の要望に応じたサービスメニューの提供や多様な料金の設定等により、新たな価値創造に挑戦するスタートアップや異業種企業、地方創生に取り組む企業等を支	○ 頂いた御意見は、今後の検討の参考とすることが適当と考えます。	無

(案)

意見	考え方	修正の有無
<p>援していく考えです。</p> <p>○ 総務省殿においては、通信事業者間の競争だけでなく、多様なプレイヤーの取り組みが他の産業分野の成長・発展にどう貢献していくかについても着目した上で、様々なプレイヤーの新たな価値創造を妨げるおそれがないよう、各々のプレイヤーをサポートするこれらの取り組みを後押しいただきたいと考えます。</p> <p>【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>		
<p>意見2</p> <p>● NTT東西と個別に提供条件の交渉をすることは、交渉力の差が大きいので、所属する事業者団体（日本インターネットプロバイダー協会）を通じた団体協議に加え、本研究会の議論などを通じて、公正で活発な競争を進展させられるよう期待する。</p>	考え方2	
<p>○ 丁寧な取りまとめをいただき、ありがとうございます。</p> <p>当社にとって、NTT東西と個別に提供条件の交渉をすることは、交渉力の差がありすぎますので、所属する事業者団体（日本インターネットプロバイダー協会）を通じた団体協議に加え、本研究会の議論などを通じて、公正で活発な競争を進展させられるよう期待しております。</p> <p>【EditNet株式会社】</p>	<p>○ 本研究会の議論等が公正な競争環境に資するものとなるよう、頂いた御意見を今後の検討の参考とすることが適当と考えます。</p>	無
<p>意見3</p> <p>● MNOによる音声サービスの拡充がある中で、MVNO向けの音声卸料金は長年横ばい。MNOとMVNOが競争関係にあることを考えると、卸役務の透明性・適正性・公平性を保つのは、MNOの自主的な取組のみでは困難。よって、制度的措置等によって早期に適正化を図ることは、卸料金の適正性確保に寄与し、利用者利便にも資する。(同旨2者)</p>	考え方3	
<p>○ モバイル音声サービスは卸役務でのみ利用可能であり、MNOによる音声サービスの拡充（完全通話定額プランの提供等）があった中で、卸料金は長年横ばいとなっていることから、MVNOの提供する音声サービスがMNOとの間で十分な競争力を有していないという公正競争上の課題があります。また、MNOとMVNOが競争関係にあることを考えると、卸役務の透明性・適正性・公平性を保つには、MNOの自主的な取組のみでは困難と想定されます。</p> <p>このため、モバイル音声卸について、制度的措置等によって早期に適正化</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ なお、MVNO向けの音声卸役務といった、「接続」による代替が実質的に困難な指定設備卸役務については、不可欠性や交渉上の優位性に対する手当が不十分な環境で指定事業者と「卸役務」の交渉を行うこととなり、場合によっては、不利な契約条件等を受け入れざるを得ないな</p>	無

(案)

意見	考え方	修正の有無
<p>を図ることは、MVNOの交渉力を向上させ、卸料金の適正性確保に寄与するものであり、MNOとMVNOとの間の料金競争を活性化する等、最終的には利用者利便にも資すると考えます。</p> <p>【一般社団法人テレコムサービス協会MVNO委員会】</p>	<p>ど、適正な「卸役務」の交渉が期待できないため、利用条件等の適正性・公平性・透明性等の確保のために必要な措置をとることが適当と考えます。</p>	
<p>○ 指定電気通信設備を用いた卸役務について、本報告書案およびガイドライン案で示されるように検証いただくことは、卸役務の適正性・透明性の向上により電気通信市場における公正競争環境の確保に寄与するものであり、低廉な料金・多様なサービスが創造され、利用者利益にも大きく貢献すると考えます。</p> <p>【株式会社オプテージ】</p>		
「接続」と「卸役務」の代替性に関する検証		
<p>意見4</p> <p>● 性質の異なる自己設置/接続/卸役務を同じ設備利用形態・利用条件で利用可能とすることを求めた場合、リスクとリターンのバランスが崩れ、リスクをとって設備投資を行う事業者がいなくなることで、ブロードバンドエリアの拡大・維持だけでなく、既存エリアでの高度化投資（高速化）等も停滞するおそれがあると考えます。</p>	考え方4	
<p>○ 自己設置/接続事業者は、通信設備の全額または一部を投資し、当該事業者間において通信速度や料金、提供エリアといった設備競争を行うものである一方、卸役務を活用したサービスプレイヤーは、自己設置/接続事業者の設備を用い、自社サービスとのセット割引や付加サービス等の事業者間でのサービス競争を行うものであり、両者の設備投資や競争のレイヤーは異なるため、自己設置/接続/卸役務を単純に比較することはできないと考えます。</p> <p>また、事業者は、「自らが投資を行う設備の範囲（設備コストの大小）」と「ネットワークサービス品質設定の範囲（自ら設置する設備が多ければ、自らの判断でサービス品質等を改良しやすい（例：速度増速等）」に応じたリスクとリターンのバランスを踏まえ、自らの判断により、自己設置/接続/卸役務のいずれかを選択した上で、多様なサービスを提供しています。</p> <p>○ 仮に、自己設置/接続事業者の設備投資や営業努力を考慮せずに、性質の異なる自己設置/接続/卸役務を同じ設備利用形態・利用条件で利用可能とす</p>	<p>○ 指定電気通信設備については、他の事業者の事業展開上、不可欠性や交渉上の優位性を有することから、「接続」に関するルールにより、他事業者が当該設備を利用する際の条件等に関する適正性・公平性・透明性等の担保が図られてきたところです。</p> <p>○ この点、指定設備卸役務と同様の設備利用形態・利用条件により、「接続」が利用可能であれば、指定事業者以外の電気通信事業者は自らの判断で指定電気通信設備の利用方式を選択可能である一方、「接続」による代替が実質的に困難な指定設備卸役務については、不可欠性や交渉上の優位性に対する手当が不十分な環境で</p>	無

(案)

意見	考え方	修正の有無
<p>ることを求めた場合、リスクとリターンのバランスが崩れ、リスクをとって設備投資を行う事業者がいなくなることで、ブロードバンドエリアの拡大・維持だけでなく、既存エリアでの高度化投資（高速化）等も停滞するおそれがあると考えます。</p> <p>【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>指定事業者と「卸役務」の交渉を行うこととなり、場合によっては、不利な契約条件等を受け入れざるを得ないこととなります。</p> <p>○ これを踏まえ、卸役務と接続の代替性を検証することにより、適正な卸役務の交渉が期待できるかという点を評価しているものであり、自己設置事業者や接続事業者に対して、同じ設備利用形態・利用条件で利用可能とすること自体を求めているものではありません。</p>	
<p>意見5</p> <p>● 今後もJAIPA殿の具体的な要望を確認しつつ団体協議等を行い、接続の利便性を高めることについて検討していく考え。</p>	<p>考え方5</p>	
<p>○ 当社は、今後もJAIPA殿の具体的な要望を確認しつつ団体協議等を行い、接続の利便性を高めることについて検討していく考えです。</p> <p>【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>○ 光サービス卸については、接続による代替性を高める具体的な措置を実現するため、団体協議等を両者で進めるとともに、総務省においてはその状況を注視し、必要に応じてフォローしながら、接続による代替性を高めていくことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見6</p> <p>● 「接続」と「卸役務」の代替性に関する検証において、モバイル音声卸は「代替手段となる接続機能は存在していないため、十分な代替性があるとは認められず、加えて、関連する接続機能や提供料金の状況からも、現時点では、代替性があると評価できない」とされた本報告書案に賛同。</p>	<p>考え方6</p>	
<p>○ 「接続」と「卸役務」の代替性に関する検証において、モバイル音声卸を対象として検証し、「代替手段となる接続機能は存在していないため、十分な代替性があるとは認められず、加えて、関連する接続機能や提供料金の状況からも、現時点では、代替性があると評価できない」とされた本報告書案に賛同いたします。</p> <p>【一般社団法人テレコムサービス協会MVNO委員会】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見7</p>	<p>考え方7</p>	

意見	考え方	修正の有無
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 二種指定事業者からのプレフィックス番号を自動付与する機能の提供等の提案は、前向きなものと評価。他方で、本提案が、接続による代替性を高めるものか否かは、実際に当該機能を、十分な仕様で、かつ、公正競争の観点から適正な接続料及び卸料金にてMVNOが利用可能であるか次第であり、現時点では評価できない。(同旨2者)</li> <li>● 代替性の判断に当たっては、外形的な点だけでなく、「ウ. 指定設備卸役務の提供料金や条件から、関連する接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に寄与していると合理的に評価できるか。」の実質的な点を、市場構造の変化も踏まえながら適切に評価することが必要。</li> </ul>		
<p>○ 二種指定事業者からのプレフィックス番号を自動付与する機能の提供等の提案は、利用者利便に資する前向きなものと評価しております。一方で、緊急通報やフリーダイヤル等に係る機能の料金水準等が不明であり、また、本提案実現後に、MVNOから二種指定事業者に引き続き支払う音声卸基本料金について、各社から見直す考えは示されたものの、現時点では見直しされておりません。</p> <p>本提案が、接続による代替性を高めるものか否かは、実際に当該機能を、十分な仕様で、かつ公正競争の観点から適正な接続料及び卸料金にてMVNOが利用可能であるか次第と考えます。</p> <p>また、代替性の判断に当たっては、本報告書案で示された4つの観点により総合的に評価することが必要であり、「ア. 卸先事業者にとって、接続により、指定設備卸役務において用いられる電気通信設備と同等の電気通信設備が、同様の設備利用形態・利用条件で利用可能か。」、「イ. 卸先事業者にとって、接続を利用することにより、指定設備卸役務によって提供する役務と同様の役務をエンドユーザに提供可能か。」の外形的な点だけでなく、「ウ. 指定設備卸役務の提供料金や条件から、関連する接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に寄与していると合理的に評価できるか。」の実質的な点を、市場構造の変化も踏まえながら適切に評価することが必要と考えます。</p> <p>なお、本提案の実現後、MVNOが負担すべきコストは、契約数に連動するコスト(顧客・料金システム等)が大半になると想定されるところ、ベンチマークを用いた適正性検証が行われる場合には、トラヒック連動コストが含まれないベンチマークを採用することが必要と考えます。</p>	<p>○ 接続による代替性の確保の観点から、二種指定事業者各社においてプレフィックス番号の自動付与機能の提供について検討が進展していることは積極的に評価すべきであるものの、その機能の実現が担保されていない段階で代替性を評価するのは時期尚早であり、機能の実現が担保された段階で、その代替性について改めて評価を行うことが適当と考えます。</p> <p>○ 代替性の評価に当たっては、「ア. 卸先事業者にとって、接続により、指定設備卸役務において用いられる電気通信設備と同等の電気通信設備が、同様の設備利用形態・利用条件で利用可能か。」及び「イ. 卸先事業者にとって、接続を利用することにより、指定設備卸役務によって提供する役務と同様の役務をエンドユーザに提供可能か。」の外形的な点のほか、「ウ. 指定設備卸役務の提供料金や条件から、関連する接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に寄与していると合理的に評価できるか。」の実質的な点を含めて、総合的に評価することが適当と考えます。</p>	無

(案)

意見	考え方	修正の有無
<p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会MVNO委員会】</p> <p>○ 二種指定事業者各社からプレフィックス番号を自動付与する機能について、その概要の説明をいただいているところですが、現時点ではその料金・機能が公正競争環境の確保に資する水準であるかどうか不透明であるため、代替性があるかどうか評価できないと考えます。</p> <p>○ 仮に二種指定事業者各社からのプレフィックス番号を自動付与する機能等が実現し、モバイル音声卸における接続機能が担保された場合の代替性評価については、総務省殿に当該機能実現に必要な料金全体を踏まえ、市場性を有し適正であるか検証いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>		
<p>意見8</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 接続による代替性の確保に資するプレフィックス自動付与機能の提供などの取組を着実に進める予定。(同旨3者)</li><li>● 同機能の提供開始の状況を踏まえ、速やかに接続による代替性を評価して欲しい。(同旨3者)</li></ul>	考え方8	
<p>○ 当社は、音声接続機能(当社の交換機においてプレフィックス番号を自動付与することでMVNOとの音声接続を可能とする機能)について、MVNO委員会殿との複数回の協議を踏まえ、既に開発に着手しているところであり、年内の提供開始を予定しております。</p> <p>また、音声接続機能の料金水準について、MVNOにとって過度な負担とならないものと認識しているところです。具体的には、当該機能について、効率的な機能開発となるよう検討を重ね、開発費用を大幅に圧縮することができたことに加え、事業者の個別要望に応じた機能としてではなく、音声接続の基本的な機能として考えることで、接続料への影響を抑えることができるものと想定しております。</p> <p>加えて、音声卸料金については、MVNOからの要望や市場の環境変化を勘案の上、MVNOが中継方式によらず、卸を利用することで市場競争力を有した音声定額サービスを実現可能な水準に見直すとの考えも公表させていただいたところです。</p> <p>当社としては、こうした取組を着実に進め、接続による代替性の確保に努めていく考えであり、総務省においても、音声接続機能の提供開始に合わせ</p>	<p>○ 接続による代替性の確保の観点から、二種指定事業者各社においてプレフィックス番号の自動付与機能の提供について検討が進展していることは積極的に評価すべきであるものの、その機能の実現が担保されていない段階で代替性を評価するのは時期尚早であり、機能の実現が担保された段階で、その代替性について改めて評価を行うことが適当と考えます。</p>	無

(案)

意見	考え方	修正の有無
<p>て、速やかに接続による代替性を評価いただきたいと考えます。 【株式会社NTTドコモ】</p> <p>○ 当社のプレフィックス番号自動付与の対応については、すでに開発に着手しており、遅くとも2021年2月までには開発完了の見込みです。このような状況を踏まえて、接続による代替性の評価を行うべきと考えます。 【KDDI株式会社】</p> <p>○ 弊社においても、プレフィックス番号を自動付与する機能について開発を着手しており、先般MVNO委員会にも概要を説明し協議を開始しています。本機能のリリースは本年中若しくは来年初頭を予定しており、このような状況も踏まえた代替性評価を要望します。 【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>意見9</p> <p>● 代替性の評価において、接続機能の有無に限定して評価することは市場における利用実態を踏まえれば適切性を欠くことから、利用者の立場に立ち、中継電話アプリやIP電話アプリ等の接続機能以外も含む、実質的な選択肢の有無によって評価すべき。</p>	考え方9	
<p>○ 現在、市場においては、中継電話アプリやIP電話アプリ（以下、「アプリ電話」といいます。）等、利用者が自ら選択可能かつ一般的に普及している音声サービスが多数存在しています。これらアプリ電話については「専用のアプリを用いる必要がある」といった意見が示されていますが、それについてはアプリケーションの使い勝手の問題であり、また「緊急呼やフリーダイヤルが使えない」との意見が示されていますが、これらは利用者に課金する通信サービスではないことやアプリ電話で使えなくともそれら通信サービスが利用できないものではないため、利用者のアプリ電話の選択を妨げるものではありません。寧ろ、代替性の評価においては、接続機能の有無に限定して評価することは市場における利用実態を踏まえれば適切性を欠くことから、利用者の立場に立ち、アプリ電話等の接続機能以外も含む、実質的な選択肢の有無によって評価すべきと考えます。 【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ MVNO向けの音声卸役務といった、「接続」による代替が実質的に困難な指定設備卸役務については、不可欠性や交渉上の優位性に対する手当が不十分な環境で指定事業者と「卸役務」の交渉を行うこととなり、場合によっては、不利な契約条件等を受け入れざるを得ないなど、適正な「卸役務」の交渉が期待できません。そこで、厳格なルールが適用される「接続」との代替性に着目し、接続による代替性を検証した上で、代替が実質的に困難な指定設備卸役務について、利用条件等の適正性・公平性・透明性等の確保のために必要な措置をとることが適当と考えます。</p> <p>○ 御指摘の、市場における利用実態を踏まえ、利用者の立場に立って評価すべきとの点につ</p>	無

(案)

意見	考え方	修正の有無
	<p>いては、代替性の評価において、「イ. 卸先事業者にとって、接続を利用することにより、指定設備卸役務によって提供する役務と同様の役務をエンドユーザに提供可能か」を評価項目としているところです。</p> <p>○ 御指摘の「アプリ電話」では、「専用のアプリを用いる必要がある」、「緊急呼やフリーダイヤルが使えない」といった理由により、接続機能だけでは音声卸役務を用いてエンドユーザに提供可能な役務と同様の役務を提供することができないこと等の諸点を踏まえ、現時点では代替性があるとは評価できないとすることが適当と考えます。</p>	
<p>意見10</p> <p>● 今後改めて検証が行われる場合には、卸役務と接続の比較だけでなく、自己設置も含めて競争環境として適正に機能しているかを検証することが重要。その際、自らリスクを取って設備投資を行っている自己設置事業者の設備投資インセンティブに与える影響についても十分考慮することが必要。</p>	<p>考え方10</p>	
<p>○ 固定通信の分野では卸先事業者、接続事業者に加え、自己設置事業者が存在し、この三者によって公正な競争環境が機能しております。今回、卸役務と接続との代替性に着目した検証が行われていますが、光サービス卸につきましては、卸、接続、自己設置がサービス提供の選択肢として存在し、多種多様なプレイヤーが市場参入していることを踏まえると、一定程度代替性があると考えます。</p> <p>○ 今後改めて検証が行われる場合には、卸役務と接続の比較だけでなく、自己設置も含めて競争環境として適正に機能しているかを検証することが重要であると考えます。その際、自らリスクを取って設備投資を行っている自己設置事業者の設備投資インセンティブに与える影響についても十分考慮いただくことが必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ 指定電気通信設備については、他の事業者の事業展開上、不可欠性や交渉上の優位性を有することから、「接続」に関するルールにより、他事業者が当該設備を利用する際の条件等に関する適正性、公平性、透明性等の担保が図られてきたところです。</p> <p>○ 指定設備卸役務と同様の設備利用形態・利用条件により、「接続」が利用可能であれば、指定事業者以外の電気通信事業者は自らの判断で指定電気通信設備の利用方式を選択可能である一方、「接続」による代替が実質的に困難な指定設備卸役務については、不可欠性や交渉上の優位性に対する手当が不十分な環境で指定事</p>	<p>無</p>

(案)

意見	考え方	修正の有無
	<p>業者と「卸役務」の交渉を行うこととなり、場合によっては、不利な契約条件等を受け入れざるを得ないこととなります。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ このため、卸役務と接続の代替性を検証することにより、適正な卸役務の交渉が期待できるかという点を評価しているものです。</li><li>○ したがって、御意見にある指定事業者以外の自己設置事業者の状況自体は、本検証の直接の評価基準とはなりません。本報告書案でも、検証に当たって「設備投資等への影響も踏まえつつ、公正競争上の弊害が生じるおそれが高い卸役務を対象とする等、過度な規制とならないよう十分配慮することが必要」としているところであり、市場における競争環境も踏まえながら、検証を行うことが適当と考えます。</li></ul>	
<p>意見11</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 代替性に関する検証において、代替性がないものと不十分なものをどのような基準で分けるのかについて明らかにすべき。</li></ul>	<p>考え方11</p>	
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 冒頭のパラグラフにおいて、「接続による代替性がないものと不十分なものに分けて検証すべきである。」とある*が、代替性がないものと不十分なものをどのような基準で分けるのか、明らかにすべきである。</li></ul> <p style="text-align: right;">【日本通信株式会社】</p> <p><small>* 御意見箇所は「指定電気通信設備を用いた「卸役務」への必要な措置」であるが、内容を踏まえ、「接続」と「卸役務」の代替性に関する検証」の関係意見として記載している。</small></p>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 代替性の評価に当たっては、本報告書案で示された4つの観点を総合的に評価することが適当と考えます。</li></ul>	<p>無</p>
<p>指定電気通信設備を用いた「卸役務」への必要な措置</p>		
<p>意見12</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 指定設備卸役務への必要な措置について本報告書案に賛同。</li></ul>	<p>考え方12</p>	
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 本報告書案で示された考え方に賛同いたします。</li></ul> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会MVNO委員会】</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 賛同の御意見として承ります。</li></ul>	<p>無</p>
<p>意見13</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 多様な事業者が自己設置/接続/卸役務のいずれかでの提供を選択するこ</li></ul>	<p>考え方13</p>	

(案)

意見	考え方	修正の有無
<p>とが可能である中、当社の卸役務を事業者が選択し続けている実態が、当社の光サービス卸の卸料金が不当に高額ではないことの証左。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 光サービス卸において個々の要望に応じたサービスメニューの提供や多様な料金の設定等により、新たな価値創造に挑戦するスタートアップや異業種企業、地方創生に取り組む企業等を支援していく考え。</li><li>● 今後も、需要動向や営業活動、設備に関するコストの状況等の要素を勘案しながら、光サービス卸の卸料金や条件等の見直しを検討していく考え。</li><li>● 当社は光サービス卸の卸料金と接続料の費用要素等の違いや、小売料金/卸料金/接続料相当額の時系列比較及び時系列の変動に差が出る要因等を、自主的に総務省に報告する考え。</li></ul>		
<ul style="list-style-type: none"><li>○ FTTHアクセスサービス市場においては、設備構築事業者による通信速度の高速化をはじめとする設備競争や、卸先事業者等によるセット割引や付加サービス等のサービス競争が進み、当社だけではなく他事業者においても契約数が増加しており、市場全体が伸長してきています。多様な事業者が自己設置/接続/卸役務のいずれかでの提供を選択することが可能である中、当社の卸役務を事業者が選択し続けている実態が、当社の光サービス卸の卸料金が不当に高額ではないことの証左であると考えます。</li><li>○ 当社としては、あらゆる産業分野における通信サービスの活用を促しSociety5.0等の実現につなげるために、光サービス卸において個々の要望に応じたサービスメニューの提供や多様な料金の設定等により、新たな価値創造に挑戦するスタートアップや異業種企業、地方創生に取り組む企業等を支援していく考えです。例えば、異業種企業等に対し、アプリケーション用のサーバからIoT端末、更には運営サポートまでセットで提供することで通信サービスの利活用の支援を行うことや、スタートアップ等の初期の負担を抑えたい事業者に対し、卸先事業者が提供するサービスの収入の一部を当社にシェアしていただく代わりに、事業開始当初の光サービス卸の卸料金を競争状況に配慮しつつ安価に設定するレベニューシェア型料金を検討しています。</li><li>○ 加えて、当社は光サービス卸の卸料金をこれまで2度に亘り値下げしていますが、今後も、需要動向や営業活動、設備に関するコストの状況等の要素を勘案しながら、光サービス卸の卸料金や条件等の見直しを検討していく考</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 本報告書案において、光サービス卸については、「同様の設備利用形態・利用条件で利用可能な接続機能は存在していないため、十分な代替性があるとは認められないものの、他方で、関連する接続機能や提供料金の状況から、代替性が全くないとまでは評価できない。」としているところです。</li><li>○ また、御意見の「今後も、需要動向や営業活動、設備に関するコストの状況等の要素を勘案しながら、光サービス卸の卸料金や条件等の見直しを検討していく」点については、重要であると考えます。</li><li>○ 総務省においては、本研究会における議論を踏まえて策定予定のガイドラインにより、指定設備卸役務の卸料金の検証を適切に実施していくことが必要と考えます。</li></ul>	無

(案)

意見	考え方	修正の有無
<p>えです。</p> <p>○ また、「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」や本研究会において、卸料金の適正性に関するご意見が寄せられていたことを踏まえ、光サービス卸の卸料金に関する理解を深めていただく観点から、当社は光サービス卸の卸料金と接続料の費用要素等の違いや、小売料金/卸料金/接続料相当額の時系列比較及び時系列の変動に差が出る要因等を、自主的に総務省殿に報告する考えです。</p> <p>【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>		
<p>意見14</p> <p>● 二種指定事業者の自主的な取組では卸役務の透明性・適正性・公平性の確保が困難と考える。接続との代替性有無の検証を行い、その結果に応じてベンチマークを用いた適正性について検証を行うことに賛同。</p>	考え方14	
<p>○ モバイル音声サービスは実質的に卸役務でのみ利用可能であり、その卸料金は長年横ばいであったことから、二種指定事業者の自主的な取り組みでは卸役務の透明性・適正性・公平性の確保が困難であると考えられるため、接続との代替性有無の検証を行い、その結果に応じてベンチマークを用いた適正性について検証を行うことに賛同いたします。</p> <p>【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ なお、「接続」による代替が実質的に困難な指定設備卸役務については、不可欠性や交渉上の優位性に対する手当が不十分な環境で指定事業者と「卸役務」の交渉を行うこととなり、場合によっては、不利な契約条件等を受け入れざるを得ないなど、適正な「卸役務」の交渉が期待できません。そこで、厳格なルールが適用される「接続」との代替性に着目し、接続による代替性を検証した上で、代替が実質的に困難な指定設備卸役務について、利用条件等の適正性・公平性・透明性等の確保のために必要な措置をとることが適当と考えます。</p>	無
<p>意見15</p> <p>● モバイル音声卸においては、卸料金が適正でなければMVNOの競争力がMNOに比して劣後することは不可避。プレフィックス番号の自動付与を行う機能のタイムリーな提供及び卸基本料金の改定等による卸契約交渉の適正化に期待しつつも、MNOがこれらを懈怠する場合には、直接的に卸料金の適正性を検証し、早急に公正競争上の課題を解決することが必要。</p>	考え方15	

(案)

意見	考え方	修正の有無
<p>● 卸料金の検証結果について一定の情報を公開することは、MVNOの交渉力を向上させ、卸料金の適正性確保に貢献するもの。できる限り多くの情報が公開されることが望ましい。</p>		
<p>○ 本報告書案で示された考え方に賛同いたします。</p> <p>「代替性があるとは評価できない」とされたモバイル音声卸においては、卸料金が適正でなければMVNOの競争力がMNOに比して劣後することは不可避であり、プレフィックス番号の自動付与を行う機能のタイムリーな提供及び卸基本料金の改定等による卸契約交渉の適正化、それを踏まえた接続による代替性の再評価に期待しつつも、MNOがこれらを懈怠する場合には、直接的にその適正性を検証し、早急に公正競争上の課題を解決することが必要と考えます。</p> <p>また、検証結果について一定の情報を公開することは、MVNOの交渉力を向上させ、卸料金の適正性確保に貢献するものであり、MNOとMVNOとの間の料金競争を活性化する等、最終的には利用者利便にも資するものと考えますので、できる限り多くの情報が公開されることが望まれます。</p> <p>【一般社団法人テレコムサービス協会MVNO委員会】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ なお、現時点では、モバイル音声卸について、接続の代替性があるとは評価できないため、直接的に料金水準の適正性を検証することが適当と考えます。</p> <p>○ 検証結果については、総務省において情報を整理し、指定事業者等の正当な利益を害するおそれのある部分を除き、公表することが適当と考えます。</p>	無
<p>意見16</p> <p>● ベンチマークを用いた検証に関し、検証対象事業者が複数存在し、各社の設備構成が異なることが想定されることから、総務省がベンチマーク設定の考え方を示し、具体的な金額は検証対象事業者自らが算定のうえ算定根拠とともに総務省に報告する方法は妥当。</p> <p>● 指定事業者が算定したベンチマークとなる金額を卸料金が上回っており、その論拠が合理的でない場合には、直ちに是正措置を講じるよう要望。</p> <p>● ベンチマーク設定については、コスト水準を基本とすることが望ましい。</p> <p>● ベンチマーク設定のコストに指定事業者自らの顧客獲得・維持を目的とした広告宣伝費等は算入されるべきでない。</p>	考え方16	
<p>○ 本報告書案で示された考え方に賛同いたします。</p> <p>対象事業者が複数存在し、各社の設備構成も異なることが想定されることから、総務省がベンチマーク設定の考え方を示し、具体的な金額は指定事業者自らが算定のうえ算定根拠とともに総務省に報告する方法は妥当と考えます。その際、指定事業者が算定したベンチマークとなる金額を卸料金が上</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ なお、ベンチマークを用いた検証に関し、検証対象事業者が算定したベンチマークとなる金額を卸料金が上回っている場合であって、それが不当な競争を引き起こすものではないこ</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>回っており、その論拠が合理的でない場合には、直ちに是正措置を講じていただくよう要望いたします。</p> <p>また、ベンチマーク設定の考え方として「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」最終答申(令和元年12月)に示されている通り、コスト水準(能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を超えない額)を基本とすることが望ましいと考えます。その上で、どのようなコストを上乗せして最終的なベンチマークとするかは、MVNOに帰属するコストかどうかの観点で判断することが適当であり、指定事業者自らの顧客獲得・維持を目的とした広告宣伝費等は算入されるべきでないと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会MVNO委員会】</p>	<p>とについて、検証対象事業者が示す論拠が合理的でない場合には、総務省は、当該卸料金を是正するために所要の措置を講ずるべきと考えます。</p> <p>○ ベンチマーク設定の考え方は、その役務の提供に要する費用を回収できる水準、すなわち、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額」とすることが適当と考えます。また、ベンチマーク設定の原価に算入が許容される「指定設備卸役務の提供の際に必要な営業費」については、卸先事業者がそのコストにより直接的に便益を享受しているかどうかの基準に照らして個別に判断されるべきであり、「指定事業者自身の顧客獲得・維持に係るコスト」については、原価への算入を許容しないことが適当と考えます。</p>	
<p>意見17</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 卸についてはリテールマイナスで料金設定を行う考え方が長い歴史において一般的。接続による代替手段がないことをもって、小売料金(リテール料金)を基準とすることは適切でないとするのは唐突。</li> <li>● モバイル音声については、音声定額サービスの導入等市場競争によりMNOの実質的な利用者料金は低廉化傾向にあり、リテールマイナスでの卸料金設定により卸先事業者も含めた競争が十分に機能するものとする。</li> <li>● 今後、モバイル音声について、リテールマイナスの考え方に基づく卸料金引下げを予定しており、その効果検証もされないうちに、小売料金を基準とすべきでないとするのは制度立案プロセスとして瑕疵がある。</li> </ul>	<p>考え方17</p>	
<p>○ そもそも卸についてはリテールマイナスで料金設定を行う考え方が長い歴史において一般的であり、接続による代替手段がないことをもって、小売料金を基準とすることは適切でないとするのは唐突感が否めず、恣意的な整理であると考えます。</p> <p>加えて、モバイル音声は、例えば2014年以降、各MNOが音声定額サービス</p>	<p>○ MVNO向けの音声卸役務といった、「接続」による代替が実質的に困難な指定設備卸役務については、不可欠性や交渉上の優位性に対する手当が不十分な環境で指定事業者と「卸役務」の交渉を行うこととなり、場合によっては、不利</p>	<p>無</p>

(案)

意見	考え方	修正の有無
<p>や準定額サービスを導入する等、各社の工夫によりサービス・料金における競争が機能しています。こうした市場競争により実質的な利用者料金（音声定額も含めた実質的な単価等）は低廉化傾向にあり、したがって、実質的な利用者料金からのリテールマイナスにより卸先事業者も含めた競争が十分に機能するものと考えます。弊社においては「実質的な利用者料金からのリテールマイナス」による卸料金の引き下げを本年9月に予定しており、少なくともこれら料金引き下げの効果検証もされないうちに、小売料金を基準とすべきでないとするのは制度立案プロセスとして瑕疵があるものと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>な契約条件等を受け入れざるを得ないなど、適正な「卸役務」の交渉が期待できないため、利用条件等の適正性・公平性・透明性等の確保のために必要な措置をとることが適当と考えます。具体的には、接続による代替性がない指定設備卸役務に対しては、ベンチマークを用いて、直接的に料金水準の適正性を検証することが適当と考えます。</p> <p>○ その上で、ベンチマーク設定の考え方は、その役務の提供に要する費用を回収できる水準、すなわち、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額」とすることが適当と考えます。御指摘の、リテールマイナス、すなわち現在の小売料金を基準とする考え方については、検証対象となる指定設備卸役務が、接続による代替手段がなく適正な卸交渉が期待できないことにより卸先事業者と卸元事業者との競争が十分に行われていないのであれば、その競争の結果として形成される現在の小売料金を基準とすることは、適切ではないと考えます。</p> <p>○ また、卸役務はリテールマイナスによる料金設定が一般的という御指摘については、総務省公表資料（「電気通信事業法第38条の2の規定に基づく届出に関する情報の整理・公表について」（第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者からの届出）（令和元年10月25日））によれば、例えば、主要な卸役務の一つである、データ通信（L2接続）に係る卸役務においては、データ接続料と同じ金額が設定されており、リテールマイナスによる料金設定となっていま</p>	

意見	考え方	修正の有無
	<p>せん。</p> <p>○ なお、モバイル音声卸の提供料金については、音声伝送交換機能が設けられ、音声接続料が低下している中であっても、本研究会において検討課題として取り上げるまでは、定額制ではなく従量制の小売料金をベースとしたリテールマイナスでの料金設定を長期間にわたり見直してこなかったものと承知しており、関連する接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に寄与していると合理的に評価できるものではなかったものと考えます。</p>	
<p>意見18</p> <p>● 「指定事業者自身の顧客獲得・維持に係るコスト」については、卸先事業者が享受する便益を副次的な効果にとどまるものとして、一切のコスト算入を不可とするのではなく、各費用の内容を考慮した上で個々に算入可否を判断すべき。(同旨2者)</p>	<p>考え方18</p>	
<p>○ 「指定事業者自身の顧客獲得・維持に係るコスト」については、当該コストにより卸先事業者が享受する便益を副次的な効果にとどまるものとして、一切のコスト算入を不可とするのは早計であり、各費用の内容を考慮した上で個々に算入可否を判断すべきと考えます。なお、算入の方法については十分に検討を要する認識です。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p> <p>○ 「指定事業者自身の顧客獲得・維持に係るコスト」について、卸先事業者が当該コストにより直接的に便益を享受していることを把握できるのであれば、「指定設備卸役務の提供の際に必要な営業費」と同様に、卸先事業者が当該コストにより直接的に便益を享受しているかどうかの基準に照らして個別に判断されるものと理解しています。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 「指定事業者自身の顧客獲得・維持に係るコスト」については、仮に卸先事業者にとって便益があるとしても、それは指定事業者自らの顧客獲得・維持を図る上での副次的な効果にとどまるものであり、現時点ではその効果を定量的に測ることができず、また、指定事業者と卸先事業者が小売市場においては競争関係にあることを踏まえれば、指定事業者自身の顧客の獲得・維持を目的とした広告宣伝活動や営業活動は、卸先事業者にとって不利に働く面があると考えます。こうした点から、卸先事業者が当該コストにより直接的に享受している便益が現時点では把握できないため、「指定設備卸役務の提供の際に必要な営業費」として原価への算入を許容しないことは適当と考えます。</p>	<p>無</p>

(案)

意見	考え方	修正の有無
<p>意見19</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 時系列比較による検証の考え方について、本報告書案に賛同。卸先事業者が推移を把握できることに加えて、「コストの変動が適切に卸料金に反映されていない場合には、どのような理由があるか等」についても、可能な限り卸先事業者の説明されることが望ましい。</li></ul>	考え方19	
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 本報告書案で示された考え方に賛同いたします。 卸先事業者が推移を把握できることに加えて、「コストの変動が適切に卸料金に反映されていない場合には、どのような理由があるか等」についても、可能な限り卸先事業者の説明されることが望ましいと考えます。 【一般社団法人テレコムサービス協会MVNO委員会】</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 賛同の御意見として承ります。</li><li>○ なお、代替性検証の結果については、総務省において情報を整理し、指定事業者等の正当な利益を害するおそれのある部分を除き、公表することが適当と考えます。</li></ul>	無
<p>意見20</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 全ての卸先事業者が便益を享受している対象のコストは原価への参入が許容されますが、一部の卸先事業者しか便益を享受していない対象のコストを全ての卸先事業者が卸料金として負担すべきではない。</li></ul>	考え方20	
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 全ての卸先事業者が便益を享受している対象のコストは原価への参入が許容されますが、一部の卸先事業者しか便益を享受していない対象のコストを全ての卸先事業者が卸料金として負担するような事はあってはならないと考えます。 【一般社団法人テレコムサービス協会FVNO委員会】</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 総務省がベンチマークを用いた検証を実施していくに当たり、御意見を参考とすることが適当と考えます。</li></ul>	無
<p>意見21</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 自主的に、届出対象を現行5者から全てのコラボ事業者へ拡大する考え。ただし、卸料金等、卸先事業者の競争上の地位やその他正当な利益を害するおそれがある情報については、非開示にする必要。</li><li>● 契約内容についても、一部の片務的な条項について、規定を見直していく考え。</li></ul>	考え方21	
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 当社としては、光サービス卸において、条件を一意に定めない個々の要望に応じたサービスメニューの提供や、多様な料金の設定等により、様々なプレイヤーの新たな価値創造のサポートに更に注力していくとともに、光サービス卸に関する理解を深めていただく観点から、自主的に、届出対象を現行5者から全てのコラボ事業者へ拡大する考えです。 なお、光サービス卸の卸料金や提供条件等は、民間のビジネスベースの</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 本報告書案のとおり、現在、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）に基づき、NTT東日本・西日本から50万回線以上の光サービス卸の提供を受けている卸先事業者等5者に関する届出が行われているところ、ヒアリングでの意見等も踏まえ、光サービス卸について</li></ul>	無

(案)

意見	考え方	修正の有無
<p>協議に委ねられるべきものであり、届出内容の閲覧・公表にあたっては、卸料金等、卸先事業者の競争上の地位やその他正当な利益を害するおそれがある情報については、非開示にする必要があります。</p> <p>○ また、契約内容についても、双方の合意を前提とした一般的な企業間取引契約と同様の規定となっていますが、一部の片務的な条項について、規定を見直していく考えです。</p> <p>【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>着実な実態把握を行う観点から、当該規則を改正し、全卸先事業者分についてNTT東日本・西日本から届出を求めることが適切と考えます。</p> <p>○ また、全卸先事業者において、光サービス卸における契約書の片務的な条項（守秘義務条項）の見直しが行われているかについて、当該届出により総務省は、NTT東日本・西日本の対応を確認していくことが必要と考えます。</p>	
<p>意見22</p> <p>● NTT東日本・西日本の光サービス卸のシステム統一化と共に運用も共通化することを要望。速やかな対応開始を期待する。</p>	<p>考え方22</p>	
<p>○ 同じシステムでも運用が異なれば、事業者の対応やシステムは変えなければなりません。NTT東西殿のシステム統一化と共に運用も共通化していただけるようお願いいたします。また、開始時期については新型コロナウイルス感染症の影響はあると思いますが、速やかなご対応を期待いたします。</p> <p>【一般社団法人テレコムサービス協会FVNO委員会】</p>	<p>○ 本研究会において、NTT東日本・西日本から、光サービス卸の管理システムは、2021年1月に東西統一化する予定であるため、二重運用及び卸先事業者の自社システムの二重設備投資も大きく軽減されるとの説明があったことから、早期実現や具体的な運用について、事業者間で適切に協議を実施していくことが重要と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見23</p> <p>● 全卸事業者が同じ条件での提供を受けているならば、卸事業者個別の案件を除き卸事業者間での情報共有がされても問題は無いと考える。</p> <p>● 今後光サービス卸に関する諸課題の検討・議論を円滑にするため、総務省・研究会に加えFVNO委員会での情報共有についてNDAを解除される事を要望。</p>	<p>考え方23</p>	
<p>○ 全卸事業者が同じ条件での提供を受けているならば、卸事業者個別の案件を除き卸事業者間での情報共有がされても問題は無いと考えます。また、今後光サービス卸に関する諸課題の検討・議論を円滑にするため、総務省・研究会に加えFVNO委員会での情報共有についてNDAを解除される事を要望いたします。</p> <p>【一般社団法人テレコムサービス協会FVNO委員会】</p>	<p>○ 光サービス卸に関する諸課題の検討・議論を円滑に行うために必要な情報であって、当事者の正当な利益を害するおそれのない情報については、共有する方向で検討が進められることが望ましいと考えます。</p> <p>○ 共有することが可能な情報について、契約当事者間又は団体とNTT東日本・西日本との間に</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
	<p>おける協議により、まずは当該情報の範囲を明確にしていくことが重要であると考えますが、総務省において、必要に応じ、フォローしていくことが適当と考えます。</p> <p>○ また、本報告書案を踏まえ、光サービス卸の届出範囲の拡大等が実施された場合には、総務省において、適切な整理・公表の範囲について検討することが適当と考えます。</p>	
<p>意見24</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● NTT東日本・西日本の光サービス卸は、市場でのシェアや卸先事業者数を踏まえると、重要性がこれまで以上に高まっている。光サービス卸と同様の役務を接続により提供する場合、アクセス部分が8收容単位での提供となっており、NTT東日本・西日本以外の事業者では採算を見込むことが極めて困難。NTT東日本・西日本の独占性から光サービス卸提供開始以降、市場での価格競争も停滞している。</li> <li>● 光サービス卸について、公正競争上の弊害が生じている懸念が高いとの前提のもと、重点的検証と同等の検証を行うことについて、再検討すべき。</li> </ul>	<p>考え方24</p>	
<p>○ FTTH市場（小売市場）における東日本電信電話株式会社殿（以下、「NTT東日本殿」といいます。）及び西日本電信電話株式会社殿（以下、「NTT西日本殿」といいます。）（以下、NTT東日本殿及びNTT西日本殿を合わせて「NTT東西殿」といいます。）の光サービス卸のシェアは41.9%*<sup>1</sup>を占めており、その利用事業者も2019年3月時点で768社を超えている*<sup>2</sup>ため、NTT東西殿の卸役務の重要性はこれまで以上に高まっています。</p> <p>また、第31回接続料の算定等に関する研究会（以下、「研究会」といいます。）における弊社プレゼンのおり、光サービス卸と同様の役務を接続により提供する場合、アクセス部分が8收容単位での提供となっており、NTT東西殿以外の事業者では採算を見込むことが極めて困難であることに加え、FTTH市場（小売市場）においてNTT東西殿のフレッツ光を用いたサービスが全体の66.6%*<sup>2</sup>を占め、その独占性から光サービス卸提供開始以降、市場での価格競争も停滞している状況です。</p> <p>上記のような状況に鑑みれば、光サービス卸について、公正競争上の弊害</p>	<p>○ 本報告書案において、光サービス卸については、「同様の設備利用形態・利用条件で利用可能な接続機能は存在していないため、十分な代替性があるとは認められないものの、他方で、関連する接続機能や提供料金の状況から、代替性が全くないとまでは評価できない。ただし、今後、卸役務による提供の度合いや接続機能の影響力の変動、接続事業者からの接続に関する改善提案への対応状況、現時点で考慮されていない接続を困難とする事由等の状況を踏まえ、代替性に関する評価が変わることも考えられる。」としているところです。</p> <p>○ 総務省においては、本研究会における議論を踏まえて策定予定のガイドラインにより、指定</p>	<p>無</p>

(案)

意見	考え方	修正の有無
<p>が生じている懸念が高いとの前提のもと、重点的検証と同等の検証を行うことについて、再検討すべきと考えます。</p> <p>*<sup>1</sup> 電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（令和元年度第4四半期（3月末））</p> <p>*<sup>2</sup> 電気通信事業分野における市場検証（平成30年度）年次レポート 【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>設備卸役務の卸料金の検証を適切に実施していくことが必要と考えます。</p>	
<p>意見25</p> <p>● 光サービス卸料金に係る透明性確保の観点から、光サービス卸における1ユーザあたりの接続機能別接続料相当額や、当該機能に係る収容率等の接続料相当額の想定に有用な情報を公表すべき。</p>	<p>考え方25</p>	
<p>○ 光サービス卸を提供するために利用する接続機能においては、複数ユーザを収容する機能が複数用いられており、この収容率によって接続料相当額は大きく変わるところ、卸役務の利用事業者ではその収容率が把握できないため、接続料相当額の想定が困難です。</p> <p>そのため、光サービス卸料金に係る透明性確保の観点から、光サービス卸における1ユーザあたりの接続機能別接続料相当額や、当該機能に係る収容率等の接続料相当額の想定に有用な情報を公表すべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 本報告書案において、「総務省においては、検証結果を整理し、指定事業者等の正当な利益を害するおそれのある部分を除き、差分において回収しようとしている費用項目を含めた概要を公表することが適当」としているところであり、総務省においては、これを踏まえて対応することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>フレキシブルファイバの扱い</p>		
<p>意見26</p> <p>● NTT東日本・西日本に対し、「既設区間」の芯線が無い場合の芯線提供義務、若しくは、隣接する光ファイバ配線区画等より空き芯線を確保し提供することなどのルール整備が必要。</p> <p>● 「新設区間」にて新たに光ファイバの敷設が困難（地権者等の拒否や新たなルート構築が困難）な場合には、他の接続事業者へ既に提供している光ファイバや付帯設備（電柱・管路など）が有れば、その設備を積極的に共用することが可能となるようルール整備を要望。</p>	<p>考え方26</p>	
<p>○ フレキシブルファイバは、NTT東日本・西日本の光ファイバが敷設されていないエリアにおいて、接続事業者が光ファイバ敷設を要望する場合、「既設区間」と「新設区間」を一体として卸役務にて提供されます。しかしながら、「既設区間」に芯線が無い場合や「新設区間」が他の接続事業者にて先行</p>	<p>○ 本報告書案において、今後検討が必要なフレキシブルファイバの扱いに関する論点について記載しているところであり、御意見も参考にして検討していくことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>して卸役務が提供されている場合で別のルート設計が困難な場合や該当エリアの地権者様等より新たな設備構築を拒否された場合などが発生し、結果的にフレキシブルファイバの提供が受けられないことがあります。</p> <p>○ この点におきましては、適正性・公平性・透明性を確保するためのルール整備が喫緊の課題であり、特に、今後普及する5G携帯電話基地局整備では、ルーラルエリアでの展開が必須となる点を踏まえ、と、「既設区間」や「新設区間」が提供されないことが原因となり5Gの展開に悪影響を及ぼすことが十分に考えられます。</p> <p>○ よって、NTT東日本・西日本に対し、「既設区間」の芯線が無い場合の芯線提供義務、若しくは、隣接する光ファイバ配線区画等より空き芯線を確保し提供することなどのルール整備が必要と考えます。</p> <p>○ また、「新設区間」にて新たに光ファイバ敷設が困難（地権者等の拒否や新たなルート構築が困難）な場合には、他の接続事業者へ既に提供している光ファイバや付帯設備（電柱・管路など）が有れば、その設備を積極的に共用することが可能となるようルール整備をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【ピー・ピー・バックボーン株式会社】</p>		
<p>意見27</p> <p>● 既に他事業者へ構築・提供されているフレキシブルファイバやNTT東日本・西日本の付帯設備（電柱・管路・支線・支柱等）が存在するときは、利用を要望する他事業者が迅速かつ円滑に共用可能となるよう要望。その際、この共用のために多額のシステム改修費が発生しないよう検討することを要望。</p>	<p>考え方27</p>	
<p>○ ルーラルエリアでの携帯電話基地局向け光ファイバの敷設整備では、国道沿い及び緊急車両通行道路により、新たな電柱の建設や電気通信線の敷設が困難となっております。また、その他にも景観条例による新たな工作物の禁止や地権者様交渉段階での土地借用拒否や地権者不明（地籍が古いなど）等により新たに通信設備を構築することが不可能な状況も発生します。</p> <p>○ この様な場合に、もし該当エリアで既に他事業者へ構築・提供されているフレキシブルファイバやNTT東日本・西日本の付帯設備（電柱・管路・支線・支柱等）が存在するときは当該個別設備（専有設備とされているため1社独占利用となって他事業者は自営設備構築等で利用することが不可のため、利用を要望する他事業者について迅速かつ円滑に共用可能となることが必要で</p>	<p>○ 本報告書案において、今後検討が必要なフレキシブルファイバの扱いに関する論点について記載しているところであり、御意見も参考にして検討していくことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

(案)

意見	考え方	修正の有無
<p>す。</p> <p>○ なお、この共用において多額のシステム改修費が発生せぬようご検討いただきたくよろしくお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【ピー・ピー・バックボーン株式会社】</p>		
<p>意見28</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● NTT東日本・西日本の提供エリア外である場合は、加入光ファイバの申請を省略しフレキシブルファイバの申し込みを可能にすることが必要。</li><li>● または、接続事業者の加入光ファイバ申請時に「加入DF提供NGの場合FF(フレキシブルファイバ)希望」などの文言を入れることで、無駄な加入光ファイバNG回答を待つFFの申請を実施する必要が無くなり、シームレスで効率的なFF調査申請が可能になると考える。</li></ul>	考え方28	
<p>○ フレキシブルファイバ(卸役務)の利用申請には、明らかにNTT東日本・西日本にて開示されている提供エリア外であったとしても、接続事業者は必ず該当箇所時間に時間と費用を掛けて加入光ファイバの「提供否(NG)」回答を得る必要があります。</p> <p>○ このことは接続において求められる迅速かつ円滑な接続と異なっており、NTT東日本・西日本の提供エリア外である場合は、加入光ファイバの申請を省略しフレキシブルファイバの申し込みを可能にすることが必要です。</p> <p>○ 仮に、接続事業者にてエリア外と判断した箇所がNTT東日本・西日本の加入光ファイバの提供が可能の場合には、該当のフレキシブルファイバ申請に対して「加入光ファイバ提供可能」と「提供可能な収容局」を回答いただくことで、接続事業者は改めて加入光ファイバ申請を実施することが可能です。</p> <p>○ また、その他の方法として接続事業者の加入光ファイバ申請時に「加入DF提供NGの場合FF(フレキシブルファイバ)希望」などの文言を入れることで、無駄な加入光ファイバNG回答を待つFFの申請を実施する必要が無くなり、シームレスで効率的なFF調査申請が可能になるものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ピー・ピー・バックボーン株式会社】</p>	<p>○ 本報告書案において、今後検討が必要なフレキシブルファイバの扱いに関する論点について記載しているところであり、御意見も参考にして検討していくことが適当と考えます。</p>	無
<p>意見29</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 「既設区間」と「新設区間」に分け共用ルールの整備や柱上WDM等の既存技術を活用した方法等を早急に整備することを要望。</li></ul>	考え方29	

(案)

意見	考え方	修正の有無
<ul style="list-style-type: none"><li>● 総務省においてはフレキシブルファイバに対しての継続的かつ定期的な関係事業者へのヒアリングを実施することを要望。</li></ul> <p>○ 「フレキシブルファイバを効果的・効率的に活用する方法」は、「既設区間」と「新設区間」に分け共用ルールの整備や柱上WDM等の既存技術を活用した方法等を早急に整備することを要望いたします。</p> <p>○ よって、本第四次報告書(案)に明記されているとおり、「関係事業者における取組の状況を確認し、課題がある場合には必要に応じて検討を行うことが適当」に対し賛同するとともに総務省におかれましてはフレキシブルファイバに対しての継続的かつ定期的な関係事業者へのヒアリングを実施いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【ピー・ピー・バックボーン株式会社】</p>	<p>○ 本報告書案において、今後検討が必要なフレキシブルファイバの扱いに関する論点について記載しているところであり、御意見も参考にして検討していくことが適当と考えます。</p>	無
<p>意見30</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 収容局から事業者が要望する設置場所まで一気通貫で提供することで利用事業者にとって効率的な運用ができるもの。仮に、既設設備区間を接続約款に基づく相互接続協定により提供し、個別設備区間を卸契約により提供する場合は、かえって非効率になると考える。</li><li>● 当社としては、接続として取り扱う範囲を明確にする観点から、加入光ファイバの提供に関する判断基準について、自主的に明確化した上で、その内容を接続約款等に規定していく考え。また、他事業者から、接続をより行いやすくする観点から具体的な要望があれば、前向きに協議を行い、必要な手続き等を検討する考え。</li><li>● 今後も必要に応じて総務省に報告していく考え。</li><li>● 光サービス卸と同様に、フレキシブルファイバの契約書においても、一部の規定を見直していく考え。</li></ul>	<p>考え方30</p>	
<p>○ フレキシブルファイバは、当社が光サービスを提供しても採算が見込めないエリアにおいて、事業者から光ファイバの提供要望を受け、当社の光提供エリア外に敷設する設備の構築・管理等に必要な費用を全額ご負担いただくことを前提に提供するものであり、当社の収容局から事業者が要望する設置場所まで一気通貫で提供することで利用事業者にとって効率的な運用ができるものです。</p>	<p>○ 本報告書案において、今後検討が必要なフレキシブルファイバの扱いに関する論点について記載しているところであり、御意見も参考にして検討していくことが適当と考えます。</p> <p>○ なお、御意見にあるフレキシブルファイバの契約書の規定の見直しについては、既に光サー</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>仮に、既設設備区間を接続約款に基づく相互接続協定により提供し、個別設備区間を卸契約により提供する場合は、設備区間毎に異なる契約等に基づくこととなりますが、設備としては一体である既設設備区間と個別設備区間を、異なる設備として受付・管理・保守する必要があり、現在提供中のものだけでなく、今後提供予定のフレキシブルファイバについても運用管理等の見直しが必要となり、利用事業者へも影響が生じることから、かえって非効率になります。</p> <p>○ また、事業者は当社が光サービスを提供しても採算が見込めないエリアにおいて光ファイバを調達する手段として、</p> <p>(ア) 自己設置 (アクセス設備区間全体に自ら光ファイバを構築)</p> <p>(イ) 接続 (当社光ファイバ敷設エリア内のダークファイバと当社光ファイバ敷設エリア外で自ら構築した光ファイバを接続)</p> <p>(ウ) 卸役務 (当社のフレキシブルファイバを利用)</p> <p>という選択肢を持っており、現に、事業者からフレキシブルファイバの申し込みがあった際、当社から概算額提示を行ったもののうち実際に開通に至ったものが大半ではないことは、事業者が当社から提示された概算額を踏まえ、当社のフレキシブルファイバを利用せずに別の手段を選択していることの証左だと考えます。</p> <p>○ 当社としては、接続として取り扱う範囲を明確にする観点から、加入光ファイバの提供に関する判断基準について、自主的に明確化した上で、その内容を接続約款等に規定していく考えです。</p> <p>また、他事業者から、(イ)の選択をより行いやすくする観点から具体的な要望があれば、前向きに協議を行い、必要な手続き等を検討する考えです。</p> <p>○ フレキシブルファイバの適正性・公平性・一定の透明性の確保について、当社は、「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 最終答申」を踏まえた総務省殿からの実態把握の要請を受け、2020年1月9日にフレキシブルファイバに関わる契約内容の詳細等を総務省殿に報告しており、今後も必要に応じて総務省殿に報告していく考えです。</p> <p>○ また、光サービス卸と同様に、フレキシブルファイバの契約書においても、一部の片務的な条項について規定を見直していく考えです。</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>ビス卸の契約において同様の課題が寄せられていたものであり、今後の検討を待たず実施していくことが適当と考えます。</p>	

(案)

意見	考え方	修正の有無
意見31 ● フレキシブルファイバの事業者間での共用に向けた検討を進めており、更なる効率化についても、利用事業者の要望に応じて検討を進めていく考え。	考え方31	
○ 当社としては、フレキシブルファイバの事業者間での共用に向けた検討を進めており、更なる効率化についても、利用事業者の要望に応じて検討を進めていく考えです。 【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】	○ NTT東日本・西日本においては、利用事業者の要望を踏まえ、フレキシブルファイバの効果的・効率的な活用について検討していくことが適切と考えます。	無
意見32 ● フレキシブルファイバの扱いとして、「接続として取り扱う範囲を明確にする観点からは、加入光ファイバの提供可否の判断基準をより明らかにしていくことが適当」との考え方に賛同。	考え方32	
○ フレキシブルファイバは既設の加入ダークファイバに新設区間を延長し、既設区間と新設区間を一気通貫で利用することができます。現在5Gエリアの早期整備が求められている中で、例えば携帯電話事業者がNTT東・西のサービス提供エリア外に基地局設備を構築しようとする場合には、既設区間に新設区間を追加し、かつ一気通貫で利用できるフレキシブルファイバの利便性は高く、自前構築と比較し構築スピートが圧倒的に優位であるため、もはや基地局整備における重要な選択肢の一つとなっています。 しかしながら、提供エリア内外に関わらず、新設区間が含まれると、既設区間も含めて全体が卸役務による提供となります。仮にフレキシブルファイバを利用せず、新設される区間を接続事業者が同様の設備を自前で構築し、既設区間との接続で利用しようとするると一気通貫による利便性が損なわれ、効率性や構築スピートが低下することとなります。一方、加入ダークファイバ設備自体は、接続で利用する場合の光ファイバと何ら変わりがないため、既設区間は接続メニュー、新設区間は接続に準じたルールを適用し、利用できることを希望します。そのため、左記の考え方とおおり、フレキシブルファイバの扱いとして、「接続として取り扱う範囲を明確にする観点からは、加入光ファイバの提供可否の判断基準をより明らかにしていくことが適当」との考え方に賛同します。 【KDDI株式会社】	○ 賛同の御意見として承ります。	無
意見33	考え方33	

(案)

意見	考え方	修正の有無
<ul style="list-style-type: none"><li>● 「フレキシブルファイバは、指定設備を用いた卸役務であり、その提供条件の適正性・公平性・透明性を確保することは重要である。」との考え方に賛同。</li><li>● 接続として取り扱う範囲を明確にした上で、既設区間は接続メニュー、新設区間を接続に準じたルールを適用し、新設にかかる追加費用（例えば、ルーラルエリアにおける構築費用、効率的な設計を行う費用等）の適正性・透明性を確保するため、総務省にて確認と検証が行われることを希望。</li><li>● フレキシブルファイバを利用する手続きの方法や標準的期間、負担する金額について接続に準じたルールを適用し、接続約款に定めるべき。</li><li>● 制度化を図るにあたり、NTT東日本・西日本のシステム改修を行う場合は、利用事業者に過度な負担とならないよう、また、フレキシブルファイバの効率性、利便性が損なわれないよう、利用事業者との十分な協議の機会が設けられるよう希望。</li></ul>		
<p>○ 左記のとおり、「フレキシブルファイバは、指定設備を用いた卸役務であり、その提供条件の適正性・公平性・透明性を確保することは重要である。」との考え方に賛同します。</p> <p>フレキシブルファイバは、第一種指定電気通信設備である光ファイバを利用するサービスであり、既設区間と、新設区間を組み合わせ一気通貫で利用するサービスです。現状、フレキシブルファイバを利用する場合、既設、新設に関わらず全区間が卸役務での提供となりますが、上記にも記載のとおり、接続として取り扱う範囲を明確にした上で、既設区間は接続メニュー、新設区間を接続に準じたルールを適用し、新設にかかる追加費用（例えば、ルーラルエリアにおける構築費用、効率的な設計を行う費用等）の適正性・透明性を確保するため、総務省にて確認と検証が行われることを希望します。</p> <p>また、フレキシブルファイバを利用するにあたり、NTT東・西局舎を始点とし、終点の接続事業者設備までの区間について、効率的かつ最適な線路設計を行うためには、NTT東・西が保有する加入光ファイバの線路、局舎設備、またそれらの使用状況といった全設備の詳細情報が必要となります。そのため、フレキシブルファイバを利用する手続き方法や手続きにかかる標準的期間、負担する金額について接続に準じたルールを適用し、接続約款に定める</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ なお、本報告書案において、今後検討が必要なフレキシブルファイバの扱いに関する論点について記載しているところであり、御意見も参考にして検討していくことが適当と考えます。</p>	無

(案)

意見	考え方	修正の有無
<p>べきと考えます。</p> <p>なお、①接続で取り扱う範囲の明確化、②フレキシブルファイバの適正性・公平性・透明性の確保に示された考え方にて制度化を図るにあたり、NTT東・西のシステム改修を行う場合は、利用事業者に過度な負担とならないよう、また、フレキシブルファイバの効率性、利便性が損なわれないよう、改修内容について利用事業者との十分な協議の機会が設けられるよう希望します。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>		
<p>意見34</p> <p>● 「自ら造る」よりも「NTT東日本・西日本から借りる」方が有利となり、NTT東日本・西日本を含めた多数の自己設置事業者における投資インセンティブを阻害することにつながりかねないため、設備競争の衰退、ひいては我が国の通信インフラの脆弱化を招くおそれがあるので、接続として取り扱う範囲については慎重な議論が必要。</p>	考え方34	
<p>○ 既存ファイバがないエリアはNTT東西殿がこれまで投資をしてこなかったエリアであり、ニーズに基づき新たに構築されるフレキシブルファイバに安易に接続ルールを適用することは、接続事業者は先行投資を含まないコストで設備を使うことになり、NTT東西殿のみに負担を強いることとなります。そうなった場合、「自ら造る」よりも「NTT東西殿から借りる」方が有利となり、NTT東西殿を含めた多数の自己設置事業者における投資インセンティブを阻害することにつながりかねないため、設備競争の衰退、ひいては我が国の通信インフラの脆弱化を招くおそれがありますので、接続として取り扱う範囲については慎重な議論が必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ 本報告書案において、今後検討が必要なフレキシブルファイバの扱いに関する論点について記載しているところであり、御意見も参考にして検討していくことが適当と考えます。</p>	無
<p>意見35</p> <p>● 本報告書案に賛同。</p> <p>● 遅くとも次年度から、利用事業者が、より適正な条件でフレキシブルファイバを利用できるように、「接続で取り扱う範囲の明確化」「フレキシブルファイバの適正性・公平性・透明性の確保」「その他の検討事項」について、本報告書案のとおり迅速に研究会での議論を進めていただくよう要望。</p> <p>● 「技術的に困難等の理由を除き、可能な限り提供を行うこと」や「差別的</p>	考え方35	

(案)

意見	考え方	修正の有無
取り扱いの禁止」を、ガイドライン等何らかの手段で担保することについても、併せて検討すべき。		
<p>○ 本報告書案に賛同します。</p> <p>フレキシブルファイバはNTT東西殿の光回線未提供エリアにおける最も有力な光整備スキームであり、光回線未提供エリアでの5Gエリア整備に当たってその重要性は益々高まる*<sup>1</sup>ため、遅くとも次年度から、利用事業者が、より適正な条件でフレキシブルファイバを利用できるように、「接続で取り扱う範囲の明確化」「フレキシブルファイバの適正性・公平性・透明性の確保」「その他の検討事項」について、本報告書案のとおり迅速に研究会での議論を進めていただくよう要望します。</p> <p>また、研究会での議論に当たっては上述のフレキシブルファイバ利用の有効性やニーズの高まりを踏まえ、「技術的に困難等の理由を除き、可能な限り提供を行うこと」や「差別的取り扱いの禁止」を、ガイドライン等何らかの手段で担保することについても、併せて検討すべきと考えます。</p> <p>*<sup>1</sup> 研究会（第31回）での弊社プレゼンP17</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ なお、本報告書案において、今後検討が必要なフレキシブルファイバの扱いに関する論点について記載しているところであり、御意見も参考にして検討していくことが適当と考えます。</p>	無

## ・第2章 モバイル接続料の適正性向上について

意見	考え方	修正の有無
<b>総論</b>		
<b>意見36</b> ● 本報告書案に賛同。接続料に関する予見性の更なる確保やキャッシュフロー負担等の競争条件について、MNOとMVNOとの間の同等性を早急に確保することが、モバイル市場の競争活性化に重要。	<b>考え方36</b>	
○ データ伝送交換機能の接続料は、MVNOの原価の大半を占めるものであることから、接続料に関する予見性のさらなる確保やキャッシュフロー負担等の競争条件について、MNOとMVNOとの間の同等性を早急に確保することが、モバイル市場の競争活性化に重要であるため、報告書案で示された考え方に賛同いたします。報告書案で示された内容が可能な限り速やかに実行されるとともに、実現に向け課題等が生じていることが確認された場合には、速やかに解決に向けた取り組みを行っていただくことを期待いたします。 <b>【株式会社オプテージ】</b>	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ なお、総務省においては、本報告書案の内容を踏まえた取組を進めていくことが適当と考えます。	無
<b>予測値の算定方法の適正性向上</b>		
<b>意見37</b> ● より多くの区分について、予測対象年度における見込みを適切に反映することで、予測接続料の適正性向上に資する可能性があると考えるので、本報告書案に賛同。(同旨2者)	<b>考え方37</b>	
○ 二種指定事業者において、より多くの区分について、予測対象年度における見込みを適切に反映いただくことで、予測接続料の適正性向上に資する可能性があると考えますので、本報告書案で示された考え方に賛同いたします。 <b>【一般社団法人テレコムサービス協会MVNO委員会】</b>	○ 賛同の御意見として承ります。	無
○ 過去の実績値からの推計のみにより行うのではなく、より多くの区分について、算定時点で判明している予測対象年度における接続料に影響を与え得る要素を適切に反映することは、予測と実績の差額が大きくなる措置として必要と考えられるため、報告書案で示された算定対象項目を構成する細目に係る予測の考え方に賛同いたします。 <b>【株式会社オプテージ】</b>		無

(案)

意見	考え方	修正の有無
<p>意見38</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 利潤における予測値の算定対象について本報告書案に賛同。「投資その他資産」及び「貯蔵品」が、利潤の予測においてどの程度の影響を生じ得るのかを検証し、その結果、予測に大きな影響を生じ得ると判断される場合においては、予測値算定の対象に追加することが望ましい。</li></ul>	考え方38	
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 本報告書案で示された考え方に賛同いたします。 まずは「投資その他資産」及び「貯蔵品」が大きく変動する可能性が高いのか等、利潤の予測においてどの程度の影響を生じうるのかを検証し、その結果、予測に大きな影響を生じうると判断される場合においては、予測値算定の対象に追加することが望ましいと考えます。 【一般社団法人テレコムサービス協会MVNO委員会】</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 賛同の御意見として承ります。</li><li>○ なお、予測値の算定方法の検証を継続的に行っていく中で、「投資その他資産」及び「貯蔵品」が予測接続料に与える影響が相当程度大きいと判断される状況になった場合は、予測値の算定対象に追加する検討を行っていくことが適当と考えます。</li></ul>	無
<p>意見39</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 「投資その他資産」及び「貯蔵品」について予測値の算定対象外とすることについて賛同。(同旨2者)</li></ul>	考え方39	
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 「投資その他資産」「貯蔵品」について予測値の算定対象外とすることについて賛同します。 【KDDI株式会社】</li><li>○ 「投資その他資産」及び「貯蔵品」について、予測の算定対象外とする考え方に賛同します。 今後、改めて検討する際は、第一種指定電気通信設備制度においても、レポートベースの大宗を占める正味固定資産価額のみを予測値の算定対象としていること等も踏まえ、第一種指定電気通信設備制度と第二種指定電気通信設備制度のバランスも考慮いただくことを要望します。 【ソフトバンク株式会社】</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 賛同の御意見として承ります。</li><li>○ なお、予測値の算定方法の検証を継続的に行っていく中で、「投資その他資産」及び「貯蔵品」が予測接続料に与える影響が相当程度大きいと判断される状況になった場合は、予測値の算定対象に追加する検討を行っていくことが適当と考えます。</li></ul>	無
<p>意見40</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 本報告書案で示された予測値算定の検証可能性確保の考え方に賛同。</li><li>● 総務省が予測と実績の乖離について注視し、乖離が大きい場合は検証を行うことによって、算定方法の適正性が向上していくことを期待。</li></ul>	考え方40	
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 報告書案に示された予測値算定の検証可能性確保の考え方に賛同いたします。なお、一種指定制度における予測値の算定方法については、これまで</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 賛同の御意見として承ります。</li><li>○ なお、予測と実績の間に大きな乖離が生じた</li></ul>	無

(案)

意見	考え方	修正の有無
<p>「審議会での検証」や「算定根拠の公表による意見募集」等が何年もかけ繰り返し行われ、その適正性が向上してきた実績があることから、二種指定制度においても報告書案で示された通り、総務省殿に予測と実績の乖離について注視いただき、乖離が大きい場合は検証を行われることによって、算定方法の適正性が向上していくことを期待いたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>場合には、総務省において、乖離の理由について予測値の算定区分ごとに二種指定事業者から報告を受けて検証を行うことが適当と考えます。</p>	
<p>意見41</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 本報告書案で示された予測値算定の検証可能性確保の考え方に賛同。</li><li>● 総務省が、二種指定事業者に対して、予測値算定にかかる情報、データ、計算式等について開示・提出を求めることが重要であり、各社の予測値の算定方法についてより精緻に検証をした上で、審議会への報告等を通じ、有識者の視点を交えて更に検証を行うことが適当。</li><li>● 検証結果については、可能な限りMVNOに開示することが重要。</li></ul>	<p>考え方41</p>	
<p>○ 本報告書案で示された考え方に賛同いたします。</p> <p>恣意性排除、客観性確保、総務省における再現を可能とする観点から、二種指定事業者に対して、報告書案に記載の予測値算定にかかる情報、データ、計算式等について開示・提出を求めることは重要と考えます。また、総務省にて各社の予測値の算定方法についてより精緻に比較検証いただいたうえで、審議会への報告等を通じ、有識者の視点を交えてさらに検証を行うことが適当と考えます。</p> <p>一方で、より透明性を高める観点から、検証結果等について可能な限りMVNOに開示いただくことが重要と考えますので、強く要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会MVNO委員会】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ なお、将来原価方式における予測値の算定方法における検証については、二種指定事業者が総務省に対して、予測値の算定に用いた過去の実績値、予測対象年度における見込み、予測対象年度における接続料に大きな影響を与え得る基礎的なものの具体的な数値及び実績値や見込みの算出に使用した具体的な計算式といった情報を開示し、同省においてその開示された情報を用い、審議会への報告等を通じて、算定方法の適正性を検証することが適当と考えます。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>
<p>意見42</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 接続料算定に係る見込みには経営情報が含まれるため、総務省に提出することが困難。(同旨3者)</li><li>● 予測接続料について、可能な限り予測と実績の乖離が小さくなるよう推計に努め、必要に応じて予測方法の見直しにも取り組む考え。</li><li>● 予想と実績の乖離理由については、提供可能な範囲で、MVNOに対して説明に</li></ul>	<p>考え方42</p>	

意見	考え方	修正の有無
<p>努める考え。</p> <p>○ 第4次報告書(案)に示された「予測対象年度における接続料に大きな影響を与え得る基礎的なもの」である、接続料算定に係る見込みについては、特段の加工等をする事なくそのまま予測値としており、既に算定根拠においても総務省殿にお示ししているところです。</p> <p>なお、それらの見込みは当社の事業計画として決定されたものではなく、設備等部門において今後の業務運営を見通す上で策定したものであり、また根拠となる数値や計算式には設備の展開方針等の経営情報が多分に含まれるため、提出することが困難なものがあることについてご理解をいただきたいと考えます。</p> <p>なお、予測接続料について、当社は、可能な限り予測と実績の乖離が小さくなるよう推計に努めたところであり、将来予測の精度の向上に向けては、実績が判明した後、予測と実績の比較、主な乖離要因の特定、市場環境の変化等の乖離要因の分析を行い、必要に応じて予測方法の見直しにも取り組む考えです。</p> <p>その際、当社が認識した予想と実績の乖離理由については、提供可能な範囲で、MVNOに対して説明に努める考えです。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p> <p>○ 原価、正味固定資産、需要に関する具体的なデータは、粒度がどうあれ、現状公表していない内容については全て保護されるべき事業運営に直結する情報であるため、原則として提出できるものではなく、可能な範囲で対応するものと理解しています。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p> <p>○ 具体的な推計方法は、事業者ヒアリング等で説明しているとおりであり、その概要は既に接続料算定根拠として既に提出済みです。接続料算定根拠の記載方については今後検討していく予定ですが、具体的な事業見通し等、経営情報該当する内容等の開示範囲・方法については十分配慮いただくよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 将来原価方式における予測値の算定方法については、二種指定事業者の判断に委ねられていますが、その適正性の検証に当たっては、二種指定事業者の算定の実態を詳細に確認する必要があるため、二種指定事業者が総務省に対して、予測値の算定に用いた過去の実績値、予測対象年度における見込み、予測対象年度における接続料に大きな影響を与え得る基礎的なものの具体的な数値及び実績値や見込みの算出に使用した具体的な計算式といった情報を開示し、同省においてその開示された情報を用いて検証することが適当と考えます。この場合において、これらの情報には秘匿性の高い経営情報に該当する情報が含まれる可能性があることから、情報の性質に応じて総務省以外への開示を要さないこととすることが適当と考えます。</p> <p>○ 予測と実績との間に大きな乖離が生じた場合は、乖離の理由について、総務省において予測値の算定区分ごとに報告を受けて、検証を行うとともに、MVNOへの情報提供が二種指定事業者の自主的な取組として適切に行われているか総務省において注視することが適当と考えます。</p>	無
<p>意見43</p> <p>● 過去の実績値や予測対象年度における見込み、具体的な計算式等について</p>	<p>考え方43</p>	

(案)

<p>は、秘匿性の高い経営情報が含まれる可能性があるため、情報の性質によっては、総務省以外への開示を要さないとする考え方に賛同。</p>		
<p>○ 予測値の算定において、どのような過去の実績値を用いたか、どのような予測対象年度における見込みを用いたか、また、それらを用いた具体的な接続料算定の計算式などについては、秘匿性の高い経営情報が含まれる可能性があるため、情報の性質によっては、総務省以外への開示を要さないとする考え方には賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ なお、将来原価方式における予測値の算定方法の適正性の検証に当たって、総務省に開示されることが求められる、予測値の算定に用いた過去の実績値、予測対象年度における見込み、予測対象年度における接続料に大きな影響を与え得る基礎的なものの具体的な数値及び実績値や見込みの算出に使用した具体的な計算式といった情報には、秘匿性の高い経営情報に該当する情報が含まれる可能性があることから、情報の性質に応じて総務省以外への開示を要さないこととすることが適当と考えます。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>
<p>意見44</p> <p>● 予測値の共通的な算定方法の整備等については、各二種指定事業者における事業構造、事業運営の方針（投資スタンスやコスト削減に対する考え方等）、ネットワーク構成、経理の状況、取得可能データの範囲等が異なることに留意が必要。</p>	<p>考え方44</p>	
<p>○ 各二種指定事業者における事業構造、事業運営の方針（投資スタンスやコスト削減に対する考え方等）、ネットワーク構成、経理の状況、取得可能データの範囲等が異なることに留意が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 予測値の算定方法に係る検討については、二種指定事業者ごとの個別の事情に一定の留意をしつつ、進めていくことが適当と考えます。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>
<p>意見45</p> <p>● 二種指定事業者からMVNOに対し、予測値の算定区分ごとに、過去の実績値・見込み値・計算式等の情報開示がなされるよう措置することに賛同。（同旨3者）</p>	<p>考え方45</p>	
<p>○ 予測と実績の乖離等についてMVNO自らの努力である程度予想できるようにする観点から、二種指定事業者からMVNOに対し、予測値の算定区分ごとに、過去実績値・見込み値・計算式等の情報開示がなされるよう措置いただくことに賛同いたします。</p> <p>総務省においては、二種指定事業者における情報開示にかかる取組について引き続き注視いただくよう要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会MVNO委員会】</p> <p>○ 賛成である。接続約款は届出制であり、接続約款の内容を説明し、検証す</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ なお、将来原価方式を用いた場合、予測と実績の乖離は生じ得るところ、予測値だけではなく、予測値の算定方法がMVNOに開示されることにより、乖離に係るMVNOの予見可能性を高めることが重要であると考えます。具体的には、二種指定事業者から、予測値の算定区分ごとに、算定に用いた過去の実績値、予測対象年度にお</p>	<p style="text-align: center;">無</p>

(案)

<p>る責任は届出者である二種指定事業者が負っている。第二種指定電気通信設備制度においても、第一種指定電気通信設備制度で行われている情報開示と同等の情報開示を義務づけるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【日本通信株式会社】</p>	<p>ける見込み及び計算式の性質が分かる情報開示がなされるよう、総務省において必要な措置を講じることが適当と考えます。</p>	
<p>○ 原価、利潤及び需要における予測と実績の乖離の理由についてMVNOへ情報提供されることは、二種指定事業者とMVNOで同等の予見性を確保することに資すると考えますので、本報告書案で示された予測値の算定方法に係る二種指定事業者からMVNOへの情報開示について必要措置を講じること賛同いたします。今後、総務省殿においては二種指定事業者における情報提供の状況を注視いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>		
<p>意見46</p> <p>● 予測値の具体的な数値や予測内容は、事業運営に関わる重要な要素の一つであるため、事業者の予見性向上に資する情報の開示内容については、MVNOからの要望を踏まえつつ、事業者間協議の中で検討することが適当。(同旨2者)</p>	<p>考え方46</p>	
<p>○ 具体的な数値や、予測内容(詳細な予測項目や予測方法等)は、非公開情報を含む事業運営に関わる重要な要素の一つであるため、事業者の予見性向上に資する情報の開示内容については、MVNOからの要望を踏まえつつ、事業者間協議の中で検討することが適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 将来原価方式は、MVNOにおける接続料の予見性確保を目的に導入したものであり、予測と実績の乖離は生じ得るものである以上、予測値だけではなく、予測値の算定方法がMVNOに開示されることが重要であると考えます。このため、MVNOが予測するに当たって必要最低限の情報は開示されるべきと考えます。</p> <p>○ なお、御指摘のとおり、情報の性質によっては、秘匿性の高い経営情報に該当する情報が含まれる可能性があり、総務省において、情報開示告示の記載内容の具体化等必要な措置を講ずる際には、その点に留意することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>○ 情報開示については、原則、MVNOとMNOの個別協議により整理すべき事項と考えます。</p> <p>なお、弊社では、MVNOの求めに応じて予測の算定方法や算定の考え方等を説明していますが、現時点で追加の情報開示等の要望は受けていません。これらMNOとMVNOの協議等の営みもなく、一方的に規制を強化することは不適切と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>意見47</p> <p>● 予測値と実績値の差額の精算に当たっては、二種指定事業者からMVNOに対して、差額が生じた具体的な理由・要因の明示・開示が不可欠。総務省において二種指定事業者の対応について引き続き注視を要望。</p>	<p>考え方47</p>	
<p>○ 予測と実績の乖離の比率については求めに応じて開示いただけることと</p>	<p>○ 予測と実績との間に大きな乖離が生じた場</p>	<p>無</p>

## (案)

<p>なっておりますが、その理由の開示は二種指定事業者の自主的な取り組みとなっております。この点、差額を精算するにあたっては、二種指定事業者からMVNOに対して差額が生じた具体的な理由・要因を明示・開示いただくことが不可欠と考えますので、総務省においては二種指定事業者の対応について引き続き注視いただくよう要望いたします。</p> <p>【一般社団法人テレコムサービス協会MVNO委員会】</p>	<p>合は、乖離の理由について、総務省において予測値の算定区分ごとに報告を受けて、検証を行うとともに、MVNOへの情報提供が二種指定事業者の自主的な取組として適切に行われているか総務省において注視することが適当と考えます。</p>	
<p>意見48</p> <p>● 精算接続料が予測接続料を上回った場合にMVNOが追加的に支払う費用について、MVNOの要望に応じて、分割払いや支払期日延長等、二種指定事業者において柔軟に対応することは、MVNOのキャッシュフロー軽減に寄与するものと考えます。</p>	<p>考え方48</p>	
<p>○ 予測と実績の乖離を極小化することが最も重要であります。精算接続料が予測接続料を上回った場合にMVNOが追加的に支払う費用について、MVNOの要望に応じて、分割払いや支払期日延長等、二種指定事業者において柔軟に対応いただけることは、MVNOのキャッシュフロー軽減には寄与するものと考えます。</p> <p>【一般社団法人テレコムサービス協会MVNO委員会】</p>	<p>○ 精算接続料が予測接続料を上回った場合におけるMVNOの負担軽減措置については、二種指定事業者が自主的に取り組むことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見49</p> <p>● MVNOの負担を軽減する措置については、MNOがリスクを負う理由が一切ないことから、実績の精算接続料で速やかに精算すべきとの基本的な考えの下、接続料の乖離が大きく、仮にMVNOの一次的な負担軽減を検討する必要がある場合は個別協議により解決を図ることで十分と考える。</p>	<p>考え方49</p>	
<p>○ 本件については、MNOがリスクを負う理由が一切ないことから、当然ながら実績の精算接続料で速やかに精算させていただくべきとの基本的な考えのもと、接続料の乖離が大きく、仮にMVNOの一次的な負担軽減を検討する必要がある場合は個別協議により解決を図ることで十分と考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 精算接続料が予測接続料を上回った場合におけるMVNOの負担軽減措置については、二種指定事業者が自主的に取り組むことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見50</p> <p>● 今般の新型コロナウイルス感染症のような不測の事態が生じた場合は、これまでの措置だけでは十分に対処できないことから、予測接続料への影響について、適時かつ具体的な情報提供が重要。(同旨2者)</p>	<p>考え方50</p>	
<p>○ 既に接続料算定の早期化、需要の対前年度比開示の早期化等、MVNOにおける予見可能性確保のための措置を講じていただいておりますが、不測の事態が生じた場合は、それら措置だけでは十分に対処できないことから、少な</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。 ○ なお、今回の新型コロナウイルス感染症に伴う事象等予測接続料に大きな影響を与える重</p>	<p>無</p>

(案)

<p>くとも、当該事態が予測接続料にどのような影響を与えるかについて、適時かつ具体的に情報提供いただくことが重要と考えます。</p> <p>その点、まずは、今般の新型コロナウイルス感染症に伴う事象が接続料に与える影響について、二種指定事業者にて分析のうえ、MVNOに対し適時・適切に情報提供されるよう措置いただくことに賛同いたします。</p> <p>なお、キャッシュフロー軽減策等もさることながら、MVNOにとっては事業収支における影響把握が最も重要でありますので、不測の事態が生じた場合のみならず、平時においても予測接続料算定時との状況変化が生じた場合には、二種指定事業者からMVNOに対して適時かつ具体的に情報提供、情報開示いただくことを強く要望いたします。</p> <p>また、総務省においては、二種指定事業者における情報開示にかかる取組について引き続き注視いただくよう要望いたします。</p> <p>【一般社団法人テレコムサービス協会MVNO委員会】</p>	<p>大な後発事象が生じた場合には、MVNOにおける予見性の確保の観点から、二種指定事業者において、MVNOからの求めに応じて、開示が可能な範囲で、適時・適切な情報提供が行われるようにすることが適当と考えます。</p>	
<p>○ MVNOが二種指定事業者とさらなる公正な競争性を確保するには、MVNOが二種指定事業者と同等の予見可能性を確保することが重要だと考えます。このため、新型コロナウイルス感染症に伴う不測の事態を始めとした、接続料について予測算定時と状況変化が生じた場合は、MVNOからは知り得ない情報であるため、二種指定事業者からMVNOに対して適時かつ具体的に情報提供、情報開示がなされることを要望いたします。</p> <p>【株式会社オプテージ】</p>		
<p>意見51</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 状況に大きな変化が生じる場合は、それによる経済活動への影響等を見通すことは困難であり、慎重に対応すべき。(同旨3者)</li><li>● 予測接続料に大きな影響を与える後発事象が生じた場合は、開示が可能な範囲で適切な対応に努めていく考え。(同旨3者)</li></ul>	<p>考え方51</p>	
<p>○ 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が再発令される等、状況に大きな変化が生じる場合は、それによる経済活動への影響等を見通すことは困難ですが、当社としては、予測接続料に大きな影響を与える後発事象が生じた場合は、予測値の変動幅等を定量的な形で示すことが困難な場合には定性的な情報をご提供することを検討する等、開示が可能な範囲で前向きな取組に努めていく考えです。</p> <p>【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>○ 今回の新型コロナウイルス感染症に伴う事象等予測接続料に大きな影響を与える重大な後発事象が生じた場合には、MVNOにおける予見性の確保の観点から、二種指定事業者において、MVNOからの求めに応じて、開示が可能な範囲で、適時・適切な情報提供が行われるようにすることが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>○ 想定し得ない事象が生じた場合、MNOとしても原価、利潤、需要にどの程</p>		

(案)

<p>度影響するのか、年度を通じてでないとの程度影響するのか把握しきれないと考えます。また、状況が常に変化する中で情報提供のタイミングによってはMVNOに対して誤った情報を提供してしまうおそれもあることから慎重な検討が必要となります。そのため、報告書案のとおり、MVNOからの要望を踏まえつつ、開示可能な範囲内で適切に対応することが適当と考えます。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>		
<p>○ 現時点では、新型コロナ禍による予測接続料に与える影響は不明です。予測接続料への影響を判断するには、その時点で予測年度全体に係るコストや需要を見通す必要がありますが、それらを短期的に行ったうえで、MVNOに情報提供を行うことは現実的に困難であり、却って誤った情報提供となる懸念もあることから、慎重に対応すべき事項と考えます。</p> <p>なお、明らかに接続料に影響を与えることが判明した場合には、適宜情報提供等を検討します。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>4G・5G一体接続料の適正性向上</p>		
<p>意見52</p>	<p>考え方52</p>	
<p>● 4Gに係る接続料と5Gに係る接続料を一体として設定することが適当。</p> <p>○ 報告書案のとおり、4Gに係る接続料と5Gに係る接続料を一体として設定することが適当と考えます。</p> <p>なお、4G・5G一体接続料の水準は「4G単独接続料の水準を上回るものの、その差は小さく、数年後には逆転する見込みであり、MVNOの経営に大きな影響を及ぼすとはまでは言えない」とされていることから、今後4G単独接続料の推計値の算定および提出は不要と考えます。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ なお、今回、二種指定事業者より提供された情報に基づき検証を行った結果、4G・5G一体接続料の設定がMVNOの経営に大きな影響を与えることがないことが一定程度確認できたため、特段の事情がない限りは、引き続きデータ接続料は4G・5G一体接続料として設定し、4G単独接続料の推計値について総務省への提出は不要とすることが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見53</p> <p>● 二種指定事業者においてはMVNOに対し、5G導入がMVNOの経営にどの程度影響を与えているか確認できるよう、「4G・5G一体接続料」と「4G単独接続料」がどの程度の差があったのか、その比率等を開示すべき。(同旨2者)</p>	<p>考え方53</p>	
<p>○ 「引き続き、4Gに係る接続料と5Gに係る接続料を一体として設定することが適当」との判断について、具体的な数値等の情報開示がないため、当協会としてその是非を評価することは困難ではありますが、本研究会及び総務省に</p>	<p>○ 5G導入後の接続料及び網改造料に対して、5G導入の影響がどの程度影響を与えているのかについては、MVNOの求めに応じて、二種指定事</p>	<p>無</p>

(案)

<p>て慎重に検証いただいた結果と受け止めております。</p> <p>二種指定事業者からMVNOに対して、5G導入の影響がどの程度寄与しているか等を説明いただくにあたっては、5G導入がMVNOの経営にどの程度影響を与えているか確認できるよう、「4G・5G一体接続料」と「4G単独接続料」にどの程度の差があったのか、その比率等を開示いただくことが望ましいと考えますので、総務省においては二種指定事業者の対応について引き続き注視いただくよう要望いたします。</p> <p>【一般社団法人テレコムサービス協会MVNO委員会】</p>	<p>業者が根拠を提示しつつ具体的な説明を行うよう、総務省において取組を強化することが適当と考えます。</p>	
<p>○ 5Gの導入が接続料にどの程度影響を与えているかをMVNOがまず確認できることが重要だと考えます。そのため、二種指定事業者においてはMVNOに対し、「4G・5G一体接続料」と「4G単独接続料」がどの程度の差があったのか、その比率等を開示いただくことが望ましいと考えます。また、総務省殿においては、二種指定事業者からMVNOに対するこの取り組みについて適切に行われているか、引き続き注視いただくことを要望いたします。</p> <p>【株式会社オプテージ】</p>		
<p>意見54</p> <p>● 5G導入の接続料への影響に関するMVNOへの情報提供について、具体的な数値等は非公開情報を含む事業運営に関わる重要な要素の一つであるため、総務省において取組を強化するのではなく、まずは事業者間による取組に委ねるべき。(同旨2者)</p>	<p>考え方54</p>	
<p>○ 具体的な数値等は、非公開情報を含む事業運営に関わる重要な要素の一つであるため、具体的な説明や情報の開示内容については、MVNOからの要望を踏まえつつ、事業者間協議の中で検討することが適当と考えます。そのため、総務省において取組を強化するのではなく、まずは事業者間による取り組みに委ねるべきと考えます。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 5G導入後の接続料及び網改造料に対して、5G導入の影響がどの程度影響を与えているのかについては、MVNOの求めに応じて、二種指定事業者が根拠を提示しつつ具体的な説明を行うよう、総務省において取組を強化することが適当と考えます。</p>	
<p>○ 5G導入の影響等については、原則、MNVOとMNOの個別協議により整理すべき事項と考えます。なお、弊社は、MVNOの求めに応じて、既に4G単体接続料と4G・5Gを一体として設定した接続料の差額(推計値)が僅かである旨説明をしていますが、現時点で追加の情報開示等の要望は受けていません。これらMNOとMVNOの協議等の営みもなく、一方的に規制を強化することは不適切と考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>		<p>無</p>

原価の適正性向上		
意見55 ● 本報告書案に賛同。二種指定事業者間の控除率の差異について、更に詳細な実態把握を行い、必要に応じて抽出・配賦の考え方の明確化を図ることは、接続料算定の適正性向上において重要。(同旨2者) ● ステップ2及びステップ3について、配賦整理書の作成、総務省への提出を要することは有効な措置であると考える。	考え方55	
○ 本報告書案で示された考え方に賛同いたします。 二種指定事業者間の控除率の差異について、さらに詳細な実態把握を行い、必要に応じて抽出・配賦の考え方の明確化を図ることは、接続料算定の適正性向上において重要と考えます。 また、接続料算定の適正性を一層確保する観点から、ステップ2及びステップ3について、配賦整理書の作成、総務省への提出を要することは、有効な措置であると考えます。 【一般社団法人テレコムサービス協会MVNO委員会】	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ なお、二種指定事業者間の控除率の差異について総務省において詳細な実態把握を進めるとともに、ステップ2及びステップ3については、二種指定事業者において配賦整理書を作成し、総務省に提出を行うことが適当と考えます。	無
○ 二種指定事業者が接続料の算定根拠やその考え方を明らかにすることは、接続料算定の適正性の向上を図る上で重要であると思われるため、本報告書案で示された考え方に賛同いたします。 【株式会社オプテージ】		
意見56 ● 二種指定事業者間の控除率の差異だけをもって適正性を判断することや統一ルールを適用することは適切ではなく、各二種指定事業者における事業構造やネットワーク構成、経理の状況や取得可能データの範囲等が異なることに留意が必要。(同旨2社) ● 今後も控除の方法等について合理的範囲内で各社固有の方法が認められるよう配慮を要望。	考え方56	
○ 算定方法の考え方については、既に現行ガイドラインにおいて規定されており、当社はガイドラインに沿って適切に算定しています。 また、二種指定事業者間の控除率の差異だけをもって適正性を判断することや、統一ルールを適用することは適切ではなく、各二種指定事業者における事業構造やネットワーク構成、経理の状況や取得可能データの範囲等が異なることに留意が必要です。 【KDDI株式会社】	○ 控除率の差異が、各費用区分、各ステップにおける抽出・配賦の考え方の解釈が統一されていないことに起因する場合、原価の適正性検証が困難となるため、必要に応じて、MVNOガイドラインに記載されているステップ2及びステップ3における抽出・配賦の考え方の明確化を図ることが適当と考えます。	無

(案)

<p>○ 各社ネットワーク構成や会計処理等に相違があると想定されるため、控除率の差異が直ちに問題となるとは考えていません。現に、現行のMVNOガイドラインでも、営業費用別の配賦基準や控除する費用の例示がされており、必ずしも同一の方法での抽出や配賦までは求められていない理解です。したがって、今後も控除の方法等について合理的範囲内で各社固有の方法が認められるよう配慮いただくよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>意見57</p> <p>● ステップ2、ステップ3ともに、直課できるものは直課し、明確に分計することが困難なものは、接続会計規則別表第3に掲げる基準によるほか、適正な基準により配賦しているため、接続料算定根拠としての提出までは不要。</p>	<p>考え方57</p>	
<p>○ 接続料の算定はMVNOガイドラインに準拠し算出しています。具体的には、ステップ2、3ともに、直課できるものは直課し、明確に分計することが困難なものは、接続会計規則別表第3に掲げる基準による他、適正な基準により配賦しているため、接続料算定根拠としての提出までは不要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 各ステップにおける抽出・配賦の考え方の解釈が統一されていない場合には原価の適正性検証が困難となるおそれがあり、また、ステップ2及びステップ3における控除率の差異に着目し控除内容の確認を行った結果、特定の費用が二種指定事業者によって異なるステップで控除されているケースがあったことも踏まえると、総務省において費用の抽出、配賦の詳細な実態把握を更に進めることが適当であり、その実態把握を効率的に行うため、二種指定事業者において、ステップ2及びステップ3の配賦整理書を作成し、総務省に提出を行うことが適当と考えます。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>

## ・第3章 NGNの県間通信用設備の扱い

意見	考え方	修正の有無
<p>意見58</p> <p>● NTT東西が高い値段を設定すれば、VNE事業者は単県POIを設置要求し、自らの選んだ回線で接続する方向に動くことは容易に推察され、したがってNTT東西が絶対的な価格支配権を持つわけではないと考える。</p>	<p>考え方58</p>	
<p>■ 該当箇所 第四次報告書(案) P.68 「人口が少なく、トラヒックの少ない県等域において単県POIを利用することは経済合理性が乏しいと各VNE事業者において、少なくとも現時点では判断していると想定される」</p> <p>■ 意見内容 ○ この点を捉えてNTT東西に価格支配力があると論じているが、NTT東西が高い値段を設定すれば、VNE事業者は単県POIを設置要求し、自らの選んだ回線で接続する方向に動くことは容易に推察され、したがってNTT東西が絶対的な価格支配権を持つわけではないと考える。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人IPoE協議会】</p>	<p>○ 本報告書案では、「単県POIの設置されている県等域は、一部の人口の大きい都道府県に限定されているとおり、人口が少なく、トラヒックの少ない県等域において単県POIを利用することは経済合理性が乏しいと各VNE事業者において、少なくとも現時点では判断していると想定される。IPoE方式のBE県間接続料が現に5年以上見直されておらず、かつブロックPOIにおける県間接続については、そのPOIがカバーする県等域の数にかかわらず料金は一律になっており、それらの地域において、NTT東日本・西日本は、費用にかかわらず価格を決定できる価格支配力を有することが強く類推できる。」と記述しているため、御意見にある現在VNE事業者において経済合理性が乏しいと判断していることと、NTT東日本・西日本の価格支配力は別に論じていますが、IPoE方式のBE県間接続料が現に5年以上見直されておらず、かつ、ブロックPOIにおける県間接続については、そのPOIがカバーする県等域の数にかかわらず料金が一律になっていることは、それらの地域において、NTT東日本・西日本が、費用にかかわらず価格を決定できる価格支配力を有することが強く類推できると考えます。</p>	無
<p>意見59</p> <p>● 「経済的な複製可能性が認められているとまでは言えない」と言い切るのは無</p>	<p>考え方59</p>	

(案)

意見	考え方	修正の有無
<p>理があると思う。したがって、該当する記載の部分は削除を願いたい。</p> <p>■ 該当箇所 第四次報告書(案) p.69 「例えば、伝送路の価格交渉力のある事業者であれば、トラフィックが多い県等域において、POIを自ら設置して一部の県等域の県間通信を自らの県間設備により行うことができる場合があることは認められるが、」  「それをもって代替するネットワークによりNGNの県間接続を使わずにサービス提供が行えることにはならず、現時点で、経済的な複製可能性が認められるとまでは言えない。」  「(略) BE県間接続ともに、NGN県内設備という不可欠設備を他事業者が利用する場面において不可避性が生じると少なくとも現時点では考えられるため通常は制度による対応が必要であると考えられる。」</p> <p>■ 意見内容 ○ 前段を認めているのであれば、中段の現状の経済合理性にてVNE 事業者が選択している結果であるから、「経済的な複製可能性が認められているとまでは言えない」と言い切るのは無理があると思う。 したがって、左記後段も含め記載の部分は削除を願いたい。 【一般社団法人IPoE協議会】</p>	<p>○ 一部の県等域において、一部の事業者が対応できる場合があることをもって、ネットワーク全体の経済的な複製可能性を認めることは困難である旨、記述しているものであり、本報告書案の記述を維持することが適当と考えます。</p>	無
意見60 ● BE県間接続料について、NTT東日本・西日本の低廉化に期待する。	考え方60	
○ BE県間接続料について、NTT東西の低廉化に期待するものである。 【一般社団法人IPoE協議会】	○ 賛同の御意見として承ります。	無
意見61 ● 制度化は慎重に検討を進めるべきと考える。検討にあたり、設備増設等の柔軟性を確保しつつ受益者負担の原則を評価の項目として重視するべき。	考え方61	
○ 制度化は慎重に検討を進めるべきと考える。検討にあたり、設備増設等の柔軟性を確保しつつ受益者負担の原則を評価の項目として重視するべきである。	○ 本報告書案において、「BE県間接続については、本研究会において、NTT東日本・西日本から、料金を含めたサービスの見直しについて検討	無

意見	考え方	修正の有無
<p style="text-align: center;">【一般社団法人IPoE協議会】</p>	<p>していくことが説明されているため、構成員から指摘があったカバーエリアにかかわらずブロックごとの料金が一律となっている点を含め、その対応状況を確認していくとともに、引き続き試算の前提となっている今後のトラヒックの推移や単県POIの増加に向けた対応状況、IPoE方式と同じくBE通信が可能なPPPoE方式による円滑な接続の実現状況等を注視していくことが必要であると考えられる。このため、BE県間接続についてはこれらの状況を注視した上で、制度対応について具体的に検討することが適切である。」と記述しているところであり、丁寧に状況を注視した上で、制度対応について具体的に検討することが適切と考えます。</p>	
<p>意見62</p> <p>● IPoE事業者は十分、競争環境にあると言えるが、競争環境であるかどうかを検証するためには、IPoE事業者側の契約事業者数や利用者数等データのみならず、PPPoE方式のISP事業者に関する当該データも必要となるが、現状で議論の前提となるデータが十分整っている状況であるとは認識していない。</p>	<p>考え方62</p>	
<p>○ IPoE方式の競争環境について言及しているが、VNE事業者からISP事業者等への接続サービス提供において、ISP事業者へ複数のVNE事業者からの応札など、VNE事業者間での競争は実際に行われている。さらに言えば、ISP事業者に対して接続サービスを提供するのはIPoE方式のVNE事業者のみではなく、PPPoE方式のISP事業者等も同等の接続サービスを提供している。競争はVNE事業者間だけではなく、これら事業者も競合相手となっており、十分、競争環境にあると言える。</p> <p>競争環境であるかどうかを検証するためには、IPoE事業者側の契約事業者数や利用者数等データのみならず、PPPoE方式のISP事業者に関する当該データも必要となるが、現状で議論の前提となるデータが十分整っている状況であるとは認識していない。</p>	<p>○ 競争環境を確認していくに当たって必要となるデータが不足している場合には、事業者から報告を求めるなど必要な対応を実施し、適切に競争環境を確認していくことが重要と考えます。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>

(案)

意見	考え方	修正の有無
<b>【一般社団法人IPoE協議会】</b>		
<p>意見63</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 当社の試算結果に対して、これを覆すような具体的なデータがこれまで示されていない以上、優先パケット県間接続及びベストエフォート (BE) 県間接続については経済的な複製可能性が認められ、不可避性が存在しないと評価することが適当と考える。</li><li>● 優先パケット県間接続料は、2019年度に自主的に見直しを行っており、利用事業者と合意している。加えて、優先パケット県間接続料の取引実績は極めて僅少であり、今後も拡大することが見込まれないことを踏まえれば、制度による対応が必要な状況とは言えない。</li><li>● 今後も、事業者より具体的な要望があれば、当該事業者における適切な費用負担を前提に、新たな県でPOIを増設していく考え。中継事業者と当社は競争関係にあり、コスト低廉化状況や需要動向、競争状況、市場価格等の市場環境等に応じて、サービスの見直しについて検討していく考え。</li></ul>	考え方63	
<p>○ 県間接続について、第27回接続料研究会において、当社は、全都道県に単県POIを設置した場合の費用負担と全国POIを利用する場合の費用負担の比較を行い、2020年度に全都道県に単県POIを設置した場合の費用負担の方が安価になるといった試算結果をお示ししました。当社の試算結果に対して、これを覆すような具体的なデータがこれまで示されていない以上、優先パケット県間接続及びベストエフォート (BE) 県間接続については経済的な複製可能性が認められ、不可避性が存在しないと評価することが適当と考えます。</p> <p><b>【優先パケット県間接続】</b></p> <p>○ 2018年度に新設した優先パケット県間接続料は、2019年度に自主的に見直し(▲20%)を行っており、利用事業者と合意しています。</p> <p>加えて、優先パケット県間接続料の取引実績は極めて僅少であり、BEのトラヒックと比較し、今後も拡大することが見込まれないことを踏まえれば、制度による対応が必要な状況とは言えないと考えます。</p> <p><b>【BE県間接続】</b></p>	<p>○ 本報告書案において、NTT東日本・西日本の試算については、NTT東日本・西日本の伝送路調達コストと、代替として示された他事業者の伝送路提供料金の比較、伝送路を除いた全国POIと単県POIの試算、VNE事業者が経済的に判断した結果として単県POIが全ての県で設置されていない等の状況を勘案し、現時点で、経済的な複製可能性が認められるとまでは言えないとするとともに、引き続き試算の前提となっている今後のトラヒックの推移や単県POIの増加に向けた対応状況を注視していくとしているところであり、御意見にあるように不可避性がないと判断するのは適当ではないと考えます。</p> <p>○ 優先パケット県間接続料については、NTT東日本・西日本とソフトバンクとの間で継続的に協議が行われてきており、ソフトバンクからは、来年度も継続協議を行う前提で令和元年度</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>○ BE県間接続（IPoE方式）については、IPv6インターネット接続の実現に向け、2009年5月に接続約款の認可申請を行いました。その際、当社は、IPv6インターネット接続機能の提供開始にあたっては、その時点で最も効率的でコストが安価な東日本・西日本エリアそれぞれ1箇所での接続形態とし、接続事業者から相互接続点の箇所を増やしてほしいとの具体的なご要望が寄せられた場合には別途協議を行う旨を表明しました。</p> <p>これに対し、情報通信行政・郵政行政審議会からは「サービス開始当初において、接続事業者の費用負担を軽減する観点から、東日本エリア・西日本エリアで相互接続点の数を各1箇所とすることが問題であるとまでは言えないが、利用者数の増加等に応じて、相互接続点の数を増加することが適当となる状況も考え得ることから、NTT東西においては、関係事業者からの具体的な要望等を踏まえ、過度の経済的負担等が生じない場合は、相互接続点の増設に向けて取り組むことが適当である。」との考え方が示されたところです。</p> <p>上述の審議会の考え方を踏まえ、当社は事業者からの要望に応じて、2018年度以降東京以外の道県においてPOIを増設（7箇所7POI）してきており、今後も、事業者より具体的な要望があれば、当該事業者における適切な費用負担を前提に、新たな県でPOIを増設していく考えです。当社のみならず全ての事業者は、昨今のトラヒックの増加に対応すべく、大容量伝送装置の導入等の設備投資を行ってきており、今後もその傾向は継続するものと考えます。また、中継事業者様と当社は競争関係にあり、当社としては、コスト低廉化状況や需要動向、競争状況、市場価格等の市場環境等に応じて、サービスの見直しについて検討していく考えです。</p> <p>○ 以上を踏まえ、当社を含めた全ての県間通信用設備の利用は、これまでと同様、当事者間の協議により進めていきたいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社】</p> <p>○ 県間接続について、第27回接続料研究会において、当社は、全府県に単県POIを設置した場合の費用負担と全国POIを利用する場合の費用負担の比較を行い、2022年度に全府県に単県POIを設置した場合の費用負担の方が安価</p>	<p>接続料について合意したものの、適正性の確保に課題が残るとの説明があったことを踏まえても、事業者間協議によって課題が解決された状況とは言えないと考えます。加えて、NGNの優先パケット機能は、NTT東日本・西日本以外の事業者がフレッツ上で品質確保された独自のOAB-J電話サービスを提供できる唯一の手段であるとともに、現在、生じているトラヒックも小さく、今後もベストエフォートのトラヒックと比較して大きく拡大することも見込まれないため、仮に、優先パケット県間接続料が適正な額を上回っていたとしても、それを回避するためにPOIを設置し自ら県間設備を設置・調達する方がはるかに費用が生じてしまうことから、そのような手段を採ることは実質的に考えられない状況であると考えます。</p> <p>○ 御意見にある「コスト低廉化状況や需要動向、競争状況、市場価格等の市場環境等に応じて、サービスの見直しについて検討していく」ことは重要と考えます。</p>	

意見	考え方	修正の有無
<p>になるといった試算結果をお示ししました。当社の試算結果に対して、これを覆すような具体的なデータがこれまで示されていない以上、優先パケット県間接続及びベストエフォート（BE）県間接続については経済的な複製可能性が認められ、不可避性が存在しないと評価することが適当と考えます。</p> <p><b>【優先パケット県間接続】</b></p> <p>○ 2018年度に新設した優先パケット県間接続料は、2019年度に自主的に見直し（▲15%）を行っており、利用事業者と合意しています。</p> <p>加えて、優先パケット県間接続料の取引実績は極めて僅少であり、BEのトラヒックと比較し、今後も拡大することが見込まれないことを踏まえれば、制度による対応が必要な状況とは言えないと考えます。</p> <p><b>【BE県間接続】</b></p> <p>○ BE県間接続（IPoE方式）については、IPv6インターネット接続の実現に向け、2009年5月に接続約款の認可申請を行いました。その際、当社は、IPv6インターネット接続機能の提供開始にあたっては、その時点で最も効率的でコストが安価な東日本・西日本エリアそれぞれ1箇所での接続形態とし、接続事業者から相互接続点の箇所を増やしてほしいとの具体的なご要望が寄せられた場合には別途協議を行う旨を表明しました。</p> <p>これに対し、情報通信行政・郵政行政審議会からは「サービス開始当初において、接続事業者の費用負担を軽減する観点から、東日本エリア・西日本エリアで相互接続点の数を各1箇所とすることが問題であるとまでは言えないが、利用者数の増加等に応じて、相互接続点の数を増加することが適当となる状況も考え得ることから、NTT東西においては、関係事業者からの具体的な要望等を踏まえ、過度の経済的負担等が生じない場合は、相互接続点の増設に向けて取り組むことが適当である。」との考え方が示されたところです。</p> <p>上述の審議会の考え方を踏まえ、当社は事業者からの要望に応じて、2018年度以降大阪以外の府県においてPOIを増設（4箇所8POI）してきており、今後も、事業者より具体的な要望があれば、当該事業者における適切な費用負担を前提に、新たな府県でPOIを増設していく考えです。当社のみならず全</p>		

(案)

意見	考え方	修正の有無
<p>での事業者は、昨今のトラフィックの増加に対応すべく、大容量伝送装置の導入等の設備投資を行ってきており、今後もその傾向は継続するものと考えます。また、中継事業者様と当社は競争関係にあり、当社としては、コスト低廉化状況や需要動向、競争状況、市場価格等の市場環境等に応じて、サービスの見直しについて検討していく考えです。</p> <p>○ 以上を踏まえ、当社を含めた全ての県間通信用設備の利用は、これまでと同様、当事者間の協議により進めていきたいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【西日本電信電話株式会社】</p>		
<p>意見64</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 「優先パケット県間接続、BE県間接続ともに、NGN県内設備という不可欠設備を他事業者が利用する場面において不可避性が生じると少なくとも現時点では考えられるため通常は制度による対応が必要であると考えられる」とする本報告書案に賛同。</li><li>● ベストエフォートの県間接続について、NTT東日本・西日本から速やかに検討のスケジュールを提示していただくとともに、本研究会で引き続き議論を進めるべきと考えます。</li></ul>	考え方64	
<p>○ 「優先パケット県間接続、BE県間接続ともに、NGN県内設備という不可欠設備を他事業者が利用する場面において不可避性が生じると少なくとも現時点では考えられるため通常は制度による対応が必要であると考えられる」とする本報告書案に賛同します。また、ベストエフォートの県間接続について、本報告書案に記載されたとおり、NTT東西殿は2019年12月3日の第27回接続料の算定等に関する研究会において、サービスの見直しについて検討していく考えを表明していますが、現時点で検討状況が不透明です。したがって、NTT東西殿から速やかに検討のスケジュールを提示していただくとともに、本研究会で引き続き議論を進めるべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ なお、BE県間接続については、本研究会において、NTT東日本・西日本から、料金を含めたサービスの見直しについて検討していくことが説明されているため、構成員から指摘のあったカバーエリアにかかわらずブロックごとの料金が一律となっている点を含め、その対応状況を確認していくこととしており、総務省において状況を確認し、必要に応じ、本研究会においても議論を進めていくことが適当と考えます。</p>	無

## ・第4章 加入光ファイバの未利用芯線及び報酬額の算定方法

意見	考え方	修正の有無
総論		
<p>意見65</p> <p>● 引き続き、設備競争を促進するには、「自己設置事業者」と「接続事業者」との間での公正な競争環境が整備され、設備事業者の設備投資インセンティブが確保されていることが重要であり、レートベースの算定に用いる未利用芯線等の取り扱いについては、災害時のサービス維持や長期的なコスト抑制などの観点も含め、多角的かつ慎重に検討することが必要。</p>	<p>考え方65</p>	
<p>○ 光ファイバケーブルの未利用芯線は、新規ユーザへの提供や支障移設工事への迅速な対応に寄与する他、空芯不足により新たなケーブルの追い張りが発生する場合に比べコスト的にも有利となります。このため、能率的な経営を目指す自己設置事業者は芯線利用率の向上のみを目指すのではなく、柔軟かつ迅速な対応や工事費を含めた設備構築・運用コスト全体の抑制の観点から、未利用芯線を含む最適な設備を構築することになります。</p> <p>○ 光ファイバケーブルにおける未利用芯線をレートベースから除外することは、自己設置事業者は未利用芯線、つまり先行投資を含めたコストを実際に負担する一方、接続事業者はそれを含まないコストで設備を使うことになり、接続事業者を有利とするものと考えます。仮にそのようになった場合、「自ら造る」よりも「NTT東西殿から借りる」方が有利となり、NTT東西殿を含めた多数の自己設置事業者における投資インセンティブが減退するとともに、自己設置事業者と接続事業者との間の競争に歪みが生じる可能性があります。</p> <p>○ 2030年頃の通信ネットワークを見据えると、光ファイバ網には一層の高度化・信頼度向上が求められ、またネットワークダイバーシティによる通信インフラの強靱化も必要であることから、引き続き事業者間の設備競争を促進することは競争政策上の極めて重要な課題であると考えるところ、引き続き、設備競争を促進するには、「自己設置事業者」と「接続事業者」との間での公正な競争環境が整備され、設備事業者の設備投資インセンティブが確保されていることが重要であり、レートベースの算定に用いる未利用芯線等の取り扱いについては、災害時のサービス維持や長期的なコスト抑制などの観点も含め、多角的かつ慎重に検討することが必要と考えます。</p>	<p>○ 本報告書案において「加入光ファイバの未利用芯線については、第三次報告書において示されたとおり、今後も調査を行い時系列のデータを蓄積することにより投資の合理性に関する検証を継続することが必要」としているところであり、御意見も踏まえつつ、実態把握や検証を行うことが重要と考えます。</p>	<p>無</p>

(案)

意見	考え方	修正の有無
<b>【株式会社オプテージ】</b>		
加入光ファイバの未利用芯線		
<b>意見66</b> ● 当社としては、多様なサンプルを得る観点で、例えばルーラルエリアにおける架空ケーブルの調査の追加等を検討しており、今後も、時系列のデータの蓄積・分析を進め、その結果を総務省に報告する考え。	<b>考え方66</b>	
<p>○ 当社は2019年12月末時点のサンプル調査の結果を2020年3月に総務省殿へ報告しており、これまでのサンプル調査において、使用率の低いケーブルには各々に個別の理由があることが判明しています。</p> <p>○ 当社としては、多様なサンプルを得る観点で、例えばルーラルエリアにおける架空ケーブルの調査の追加等を検討しており、今後も、時系列のデータの蓄積・分析を進め、その結果を総務省殿に報告する考えです。</p> <p>○ なお、サンプル数の増加により投資の合理性に関する検証の精度を高めることについて、統計での推計は、既に相関のあるデータに対する検証を行うものであり、投資行動の正しさを示す芯線使用率と相関のあるパラメータが複数あり、かつ、そのパラメータが設定されていない中で、サンプル数を増やしたとしても、統計的に信頼性が担保されるものではないと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>○ 本報告書案において、「NTT東日本・西日本においては、現行のNTT東日本・西日本それぞれ大規模・中規模・小規模ビルの計6ビルにおける時系列データの収集に加え、更なるサンプル数の増加を検討するなど、実態把握の強化に向けた取組を継続することが適当である」としているところであり、NTT東日本・西日本において実態把握の強化に向け、サンプルの追加が検討されていることは重要であると考えます。次回調査（2020年12月末時点）の結果報告に向け、追加調査の方法を検討し、現在の計6ビルの調査の結果と併せて追加のサンプル調査の結果を報告することが適切と考えます。</p>	無
<b>意見67</b> ● 接続料のうち報酬に相当する費用負担において利用時期の違いによる不公平性が生じることが今後の検討課題として指摘されているところ、この課題の解消策については、投資の合理性に関する検証と並行して検討を進めることが適当。 ● 弊社から提案した解決策を引き続き研究会の場で扱って、方向性を整理してほしい。	<b>考え方67</b>	
<p>○ 第三次報告書における最小限投資合理性の考え方に基づく検証においては、現状の加入光ケーブル資産の全てが事業につき真に必要なものであることが十分説明されるまでには至っておらず、今後も調査を行い時系列のデータを蓄積することにより投資の合理性に関する検証を継続することが必要とされているところです。</p>	<p>○ 総務省においては、資本調達の実態を適切に反映する観点から、報酬の動向を注視するとともに、必要に応じて更なる見直しを検討することが適当と考えます。その際、御意見を参考にしつつ、検討を行うことが適当と考えます。</p>	無

(案)

意見	考え方	修正の有無
<p>一方で、接続料のうち報酬に相当する費用負担において利用時期の違いによる不公平性が生じることが今後の検討課題として指摘されているところ、この課題の解消策については、投資の合理性に関する検証と並行して検討を進めることが適当と考えます。</p> <p>弊社からも第29回研究会においてこの課題の解決策を提案していますが十分に議論が尽くされていないため、引続き研究会の場で扱っていただき、方向性を整理いただきたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>意見68</p> <p>● NTT東日本・西日本から総務省へ報告済みのデータについては、令和2年度以降の加入光ファイバ接続料の認可申請時に未公表のため、次回の認可申請を待たずに一般公表されるべき。</p>	考え方68	
<p>○ 未利用芯線の時系列データについて、第三次報告書でも「認可申請時などに行える限り一般公表されることが適当」とされていますが、NTT東西殿から総務省殿へ報告済みの6ビル分（2019年12月集計）のデータについては、令和2年度以降の加入光ファイバ接続料の認可申請時に未公表のため、次回の認可申請を待たずに一般公表されるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 加入光ファイバの未利用芯線について、時系列のデータ及び当事者による評価分析が、総務省に定期的に提供され、かつ、認可申請時などに行える限り一般公表されることが適当であることから、総務省において、2019年12月集計のデータ及び評価分析の公表について、NTT東日本・西日本と調整の上、対応することが適当と考えます。</p>	無
<p>意見69</p> <p>● 更なるサンプル数の増加を検討する等、実態把握の強化に向けた取組を継続することが適当とする本報告書に賛同。ただし、サンプル対象を増やすに当たってはそのサンプル数の妥当性と選定理由について研究会等にて説明することが適当。</p> <p>● また、データ蓄積の観点からもサンプル対象の選定は早急に行われることが望ましいため、総務省においては、具体的な期限を示したうえでサンプル数追加の検討を行うこと、検討結果について研究会にて説明することを要請すべき。</p>	考え方69	
<p>○ サンプル数については、第29回研究会における弊社プレゼンのとおり、現在NTT東西殿が報告対象としている6ビルでは、投資合理性の判断に係るサン</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ NTT東日本・西日本において、更なるサンプル</p>	無

(案)

意見	考え方	修正の有無
<p>プル数として不十分であるため、更なるサンプル数の増加を検討する等、実態把握の強化に向けた取組を継続することが適当とする本報告書に賛同します。</p> <p>ただし、サンプル対象を増やすに当たっては恣意的な判断とならないようそのサンプル数の妥当性と選定理由について研究会等にて説明されることが適当と考えます。また、データ蓄積の観点からもサンプル対象の選定は早急に行われることが望ましいため、総務省殿におかれましては、具体的な期限を示したうえでサンプル数追加の検討を行うこと、検討結果について研究会にて説明することを要請すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>数の増加を検討するなど、実態把握の強化に向けた取組を継続することが適当であると考えており、総務省は頂いた御意見も参考にしながら、NTT東日本・西日本における検討状況を確認していくことが重要と考えます。</p>	
<b>報酬額の算定方法</b>		
<p>意見70</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 「利潤（報酬）」の算定方法に関し、資本構成比は、接続料のために決定しているものではなく、より効率的・安定的な事業運営のために負債の返済を行うことで変動してきたもの。</li><li>● 加入光ファイバの接続料原価に占める「利潤（報酬）」の割合は、当社の能率的な経営に向けた努力や光基盤の拡大の成果を示しているもの。</li></ul>	<p>考え方70</p>	
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 接続料算定における「利潤（報酬）」は、利益ではなく、事業運営を行う上で必要となる負債に係る利子の返済や納税、自己資本に係る機会費用といった資本コストにあたります。</li><li>○ その「利潤（報酬）」の算定方法に関連して、資本構成に関するご指摘をいただいたところですが、資本構成比は、接続料のために決定しているものではなく、より効率的・安定的な事業運営のために負債の返済を行うことで変動してきたものです。</li><li>○ また、加入光ファイバの接続料原価に占める「利潤（報酬）」の割合は、以下のような要因により拡大するものであるため、当社の能率的な経営に向けた努力や光基盤の拡大の成果を示しているものです。<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 当社のコスト削減努力や会計制度の見直し影響により設備管理運営費の額が減ること。</li><li>◆ 需要増や光提供エリア拡大等に伴う設備投資の結果、レートベースが上がり「利潤（報酬）」の額が増えること。</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 報酬の割合が拡大していることのみをもって適正性が否定されるものではないですが、接続料に与える影響が大きくなることは報酬の算定方法の適正性確保の重要性もより高まっていると言えるため、総務省においては、資本調達の実態を適切に反映する観点から、報酬の動向を注視するとともに、必要に応じて更なる見直しを検討することが適当と考えます。</li></ul>	<p style="text-align: center;">無</p>

(案)

意見	考え方	修正の有無
【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】		
意見71 ● 報酬額が接続料に与える影響が増大している現状に鑑みれば、報酬の在り方について包括的に議論する必要があると考える。	考え方71	
○ 本報告書案に賛同します。加入光ファイバの接続料原価に占める報酬の割合は年々増加しており、令和2年度の将来原価方式による算定では、令和4年度における割合はNTT東日本殿で約62.2%、NTT西日本殿で約57.6%にも達しています。これは第一種指定電気通信設備接続料算定規則に則り算定された結果ですが、本報告書案にも記載されているとおり、報酬額が接続料に与える影響が増大している現状に鑑みれば、例えば以下のような論点も含め、報酬の在り方について包括的に議論する必要があると考えます。 ① 繰延税金資産以外の流動資産を自己資本・他人資本のうち、どちらからどの程度圧縮するのが適当か ② 「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見募集-実績原価方式に基づく平成28年度の接続料の改定等-」における、KDDI殿意見にもあるとおり、裁量排除の観点等から、貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比を用いること ③ 他業界の例も参考にしつつ、自己資本比率に固定値や上限値を設けることの是非について（電力業界では30%（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第5条第4項）、ガス業界では35%（一般ガス事業供給約款料金算定規則別表第1第2表）と固定） <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	○ 報酬の割合が拡大していることのみをもって適正性が否定されるものではないですが、接続料に与える影響が大きくなることは報酬の算定方法の適正性確保の重要性もより高まっていると言える。総務省においては、資本調達の実態を適切に反映する観点から、報酬の動向を注視するとともに、必要に応じて更なる見直しを検討することが適当と考えます。	無

## ・第5章 NGN のインターネットトラヒック

意見	考え方	修正の有無
<p>意見72</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後も、インターネットトラヒック増加に対し、PPPoE方式・IPoE方式各々の動向や、更なるテレワークやオンライン授業の増加等、利用シーンの変化も含めたインターネット接続全体の状況について注視しつつ、当社と接続する関係事業者のご意見も参考にしながら、適切に対応していく考え。</li> <li>● 増設基準についても、増加するトラヒックに対応可能となるような更なるセッション基準の見直しの必要性について随時検討していく考え。</li> <li>● 今後のサービス提供に当たり、公正な競争環境の確保の観点から、PPPoE方式とIPoE方式の提供時期に極力差異が生じないように対応する考え。</li> </ul>	<p>考え方72</p>	
<p>○ 当社は、これまでも接続事業者との個別協議・団体協議を行いつつ、増設基準の一律20%緩和や地域事業者向けメニューの提供等を行ってきており、その取り組みについて、JAIPA殿から一定の進展があったと評価いただいたところです。</p> <p>今後も、インターネットトラヒック増加に対し、PPPoE方式・IPoE方式各々の動向や、更なるテレワークやオンライン授業の増加等、利用シーンの変化も含めたインターネット接続全体の状況について注視しつつ、当社と接続する関係事業者のご意見も参考にしながら、適切に対応していく考えです。</p> <p>また、増設基準についても、網終端装置を流れるISP事業者毎のトラヒックの状況や、10Gbit/sインタフェースの網終端装置の利用状況、ISP事業者からの増設申込状況等の個別の状況を確認した上で、当社と接続するISP事業者と継続して協議を行い、そのご意見を参考にしながら、増加するトラヒックに対応可能となるような更なるセッション基準の見直しの必要性について随時検討していく考えです。</p> <p>○ 当社は、「フレッツ 光クロス」について、2019年2月よりPPPoE・IPoE両方式同時に新収容ルータの開発から着手し、既に他事業者が最大10Gbit/sのFTTHサービスの提供をしている市場環境を踏まえ、早期に対応可能であるIPoE方式のものから、地域を限定して提供開始しました。PPPoE方式は各装置の開発・動作検証に加え、装置間の連携動作を検証する工程があるため、IPoE方式に比べて提供まで一定の期間を要しますが、可能な限り早期の提供となるように、当社の宅内ルータの提供開始を待たず、お客様に市販の</p>	<p>○ NTT東日本・西日本においては、引き続き、接続事業者との個別協議・団体協議を行いつつ、接続事業者・関係団体の意見・要望を十分考慮しながら、実際の通信量の状況等も確認しつつ、適切に増設基準を見直すとともに、NGNにおけるインターネットトラヒック増加に対する適切な取組を継続的に行うことが適当と考えます。</p> <p>○ その際、今後導入が予定されている10Gbit/sインタフェースの新たな網終端装置の影響や新型コロナウイルス感染症の影響を含めて、状況に応じた適切な取組を行うことが必要と考えます。</p> <p>○ 総務省においては、これらについて注視するとともに、継続的にフォローアップを行うことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

(案)

意見	考え方	修正の有無
<p>10Gbit/s対応ルータをご利用いただく形とすることで、2020年10月より段階的に提供を開始する予定です。</p> <p>当社としては、今後のサービス提供に当たり、公正な競争環境の確保の観点から、PPPoE方式とIPoE方式の提供時期に極力差異が生じないように対応する考えです。</p> <p>【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>		
<p>意見73</p> <p>● インターネットの輻輳により利用者の利便性を損なうことがないよう、状況変化に応じた増設メニューの設定や基準の見直しの検討を継続的に実施することが重要。</p>	考え方73	
<p>○ 「NTT東日本・西日本においては、引き続き、接続事業者との個別協議・団体協議を行いつつ、接続事業者・関係団体の意見・要望を十分考慮しながら、実際の通信量の状況等も確認しつつ、適切に増設基準を見直すとともに、NGNにおけるインターネットトラフィック増加に対する適切な取組を継続的に行うことが適当」との結論は適切であると考えます。従来からインターネットトラフィックが増加していたところ、本報告書案にも記載があるとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により、インターネットを活用したリモートワークやオンライン授業等が定着してきています。インターネットの輻輳により利用者の利便性を損なうことがないよう、状況変化に応じた増設メニューの設定や基準の見直しの検討を継続的に実施することが重要であると考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ NTT東日本・西日本においては、引き続き、接続事業者との個別協議・団体協議を行いつつ、接続事業者・関係団体の意見・要望を十分考慮しながら、実際の通信量の状況等も確認しつつ、適切に増設基準を見直すとともに、NGNにおけるインターネットトラフィック増加に対する適切な取組を継続的に行うことが適当と考えます。</p> <p>○ その際、今後導入が予定されている10Gbit/sインタフェースの新たな網終端装置の影響や新型コロナウイルス感染症の影響を含めて、状況に応じた適切な取組を行うことが必要と考えます。</p> <p>○ 総務省においては、これらについて注視するとともに、継続的にフォローアップを行うことが適当と考えます。</p>	無